

日露戦争時・鳥取県域に漂着したロシア兵

鳥取県立公文書館

日露戦争時・鳥取県域に漂着したロシア兵



「露軍将校遺体漂着記念碑」(岩美町^{たじりかも}田後鴨^がヶ磯^{いそつぼきだに}椿谷)

岩美町 1



田後漁港（岩美町田後）から田後沖を望む。この20キロ沖合を漂流中の遺体2体があいついで回収された。



鴨ヶ磯椿谷（岩美町田後）にある澤田廉三氏建立による「露軍将校遺体漂着記念碑」（右）と顕彰碑（左）。このあたりに計3体のロシア兵が埋葬された。

岩美町 2



田後で3体目の漂着のあった城原海岸の様子。岩穴は無数で場所の特定は不可能。
しろわら



こぼねお
小羽尾の共同墓地に「露国軍人碑」がある。もとの埋葬地はすぐ横を走るJR山陰本線の真下とのこと。

岩美町 3



西法寺（岩美町岩井）前景：同寺所蔵の過去帳には、「浄立」と法名をつけたロシア兵についての記載がある。



隣海院（岩美町陸上）前景：同寺所蔵の過去帳には、小羽尾に漂着したロシア兵に「露山忠白信士」と戒名をつけた記載がある。

境港市



明治8年の『境町字限絵図』(境港市史編さん室所蔵)に含まれる「申場」の分筆図。この時期には墓地の記載はない。



現在の申場の様子。手前を流れるのは米川。林の先で深田川と合流し、境水道に注ぐ。かつて存在していた墓地は、現在は移転している。

大 山 町



ロシア兵が漂着した大山町^{ふくお}福尾の海岸。島根半島が見える。



ロシア兵は「汐汲場」^{しおくみば}に埋葬したとされるが、調査の結果、海岸近くの「坂ノ^{さか}下」の墓に葬られたことがわかった。写真は墓があったとされる「坂ノ下」。

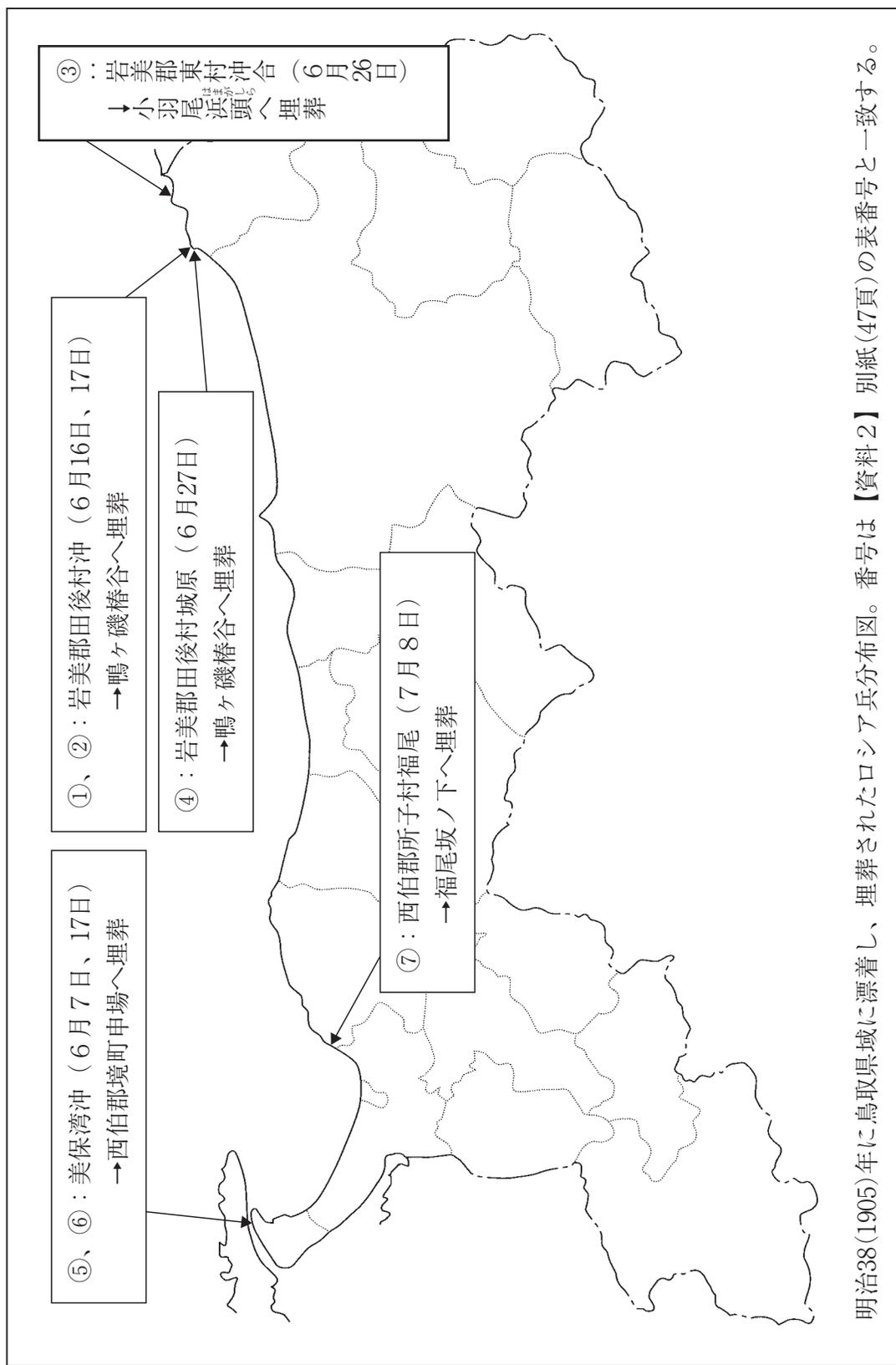
現在の長崎市のロシア人墓地



長崎市稲佐町にある悟真寺の山門。藩政時代前期から唐人墓地やオランダ人墓地を有し、幕末からはロシア人墓地も開設された。本堂は原爆で焼失したが、昭和34年に再建された。(長崎市撮影提供)



悟真寺の境内にあるロシア人墓地。戦後、荒廃していたが、平成8年、ロシア海軍創立300周年を機に整備された。(長崎市撮影提供)



明治38(1905)年に鳥取県域に漂着し、埋葬されたロシア兵分布図。番号は【資料2】別紙(47頁)の表番号と一致する。

い あ ら り

明治三八（一九〇五）年五月二七日から翌日にかけて、日露戦争の勝敗を決した日本海海戦が行われ、その結果、多数のロシア兵の遺体が日本海沿岸に流れ着きました。本県でも、岩美町や境港市で漂着があったことが知られています。

岩美町田後地区では、ロシア兵に法名を付けて、手厚く葬り、その後、昭和三七（一九六二）年には、同町出身で初代国連大使を務めた故澤田廉三氏さわだれんぞうが、この史実を顕彰する記念碑を建立しています。さらに、昭和六三（一九八八）年からは、ソ連（現ロシア連邦）大使館の職員を招いて、岩美町主催の慰霊祭が定期的に開催されています。日本海に面する本県は、環日本海交流の「西の拠点」を目指し、ロシアを含む対岸諸国との間で、さまざまな交流を進めており、平成二一（二〇〇九）年には、境港市―韓国・東海市―ロシア・ウラジオストク市を結ぶ国際定期貨客船が就航して、鳥取県とロシアの関係はより身近になりつつあります。本県とロシアの交流が広がるにつれて、その交流の歴史として、このロシア兵漂着の史実についても関心が高まってきました。

そのため、当館では、この史実に関する資料を可能な限り収集し、また、現地調査を行い、本県域における漂着から長崎への改葬に至る経緯を調査しました。本書はその成果を報告するものです。

末尾ながら、この調査に御協力いただいた、境港市・岩美町・大山町をはじめとする、多くの関係者のみなさまに、厚く御礼申し上げます。

平成二三年九月一日

目次

口絵

ごあいさつ

日露戦争時・鳥取県域に漂着したロシア兵

はじめに……………1

一 鳥取県におけるロシア兵の漂着の概要……………2

二 岩美町の事例……………3

(1) 田後村 / (2) 東村小羽尾

三 境港市の事例……………8

四 大山町の事例……………12

五 『鳥取新報』の漂着ロシア兵の扱い	15
六 遺物の漂着	16
七 埋葬地の実態把握へ	17
八 長崎市への改葬	20
おわりに	25
注	27
【資料2】別紙	47
関連年表	50
あとがき	

日露戦争時・鳥取県域に漂着したロシア兵

はじめに

明治三八（一九〇五）年五月二七日から翌日にかけて行われた日本海海戦の結果、日本海沿岸を中心に多数のロシア兵の遺体が漂着し、回収された。

日本におけるロシア兵の埋葬状況については、ヴィタリー・グザーノフ¹ 鈴木正久編著『ロシア戦士の墓』（自費出版、一九九三年）が、日本の陸海軍の資料やロシアの公文書を利用して詳細に調べている。同書は、日本国内の捕虜収容所収監中に死亡し、各収容所内に埋葬された者、また、海軍病院収容中に死亡し、海軍墓地に埋葬された者、更に日本海沿岸で遺体が漂着または回収されて埋葬された者を一覧化しており、日本に埋葬されているロシア兵について知り得る最も有力な資料である。² 鳥根県に漂着したロシア兵については、岡崎秀紀による詳細な論文があり、³ 鳥根県の状況に関しては、ほぼ解明されているといつてよい。

ところで、本県に関しては、初代国連大使等を歴任した岩美町出身の外交官故澤田廉三が昭和三七（一九六二）年六月、岩美町田後地区鴨ヶ磯椿谷の地に「露軍将校遺体漂着記念碑」と顕彰碑を自費で建立している。この他、同町小羽尾地区にもロシア兵の遺体の漂着があったことから、同地区の共同墓地にも平成六（一九九四）年五月に「露国軍人碑」が建立されている。更に同町では、昭和六三（一九八八）年からソ連（現ロシア連邦）大使館の職員を招いて五年毎に慰霊祭を行うなど、本県にもロシア兵の遺体の漂着があったことは以前から知られていた。

遺体の漂着は岩美町だけではなく、弓浜半島にもあった。³ しかし、そもそも、どれだけの数の遺体が、いつ、どこに漂着、回収されたのか全く不明であった。一方、冒頭にあげた『ロシア戦士の墓』では、「日本海沿岸に漂着せるロシア海軍々人埋葬状況」という一覧を挙げ、主に日本海沿岸の各府県に漂着したロシア兵の漂着場所、人数、一部日時等、計七一

名としている。⁽⁴⁾この一覧には、鳥取県についても記載があり、明治三八年当時の町村毎に、漂着した日付も付して計七体であったことがわかる。

多くの遺体が漂着した鳥根県と異なり、本県における漂着の実態がはっきりしない理由は、当時の村役場、郡役所、県の公文書や新聞が欠落しているからである。

今回、国が保管していた記録や当該時期の新聞に記載があることが判明したことから、本県におけるロシア兵漂着の実態がはっきりしてきた。また、これら資料から全県内に埋葬されたロシア兵が長崎に改葬されている事実が明らかになった。

本稿は、本県に漂着または回収されたロシア兵の全貌を明らかにすることに目的がある。まず、全県内におけるロシア兵の漂着、回収の全貌を明らかにした上で各地の状況について考察してみたい。

一 鳥取県におけるロシア兵の漂着の概要

日本海海戦から三年半ほど経った明治四一（一九〇八）年一二月、ロシア海軍事務官からわが国の海軍省副官宛に、日

本に漂着したロシア兵の遺体の埋葬地や氏名を把握したい旨照会があった。⁽⁵⁾これを受けて同月三十日、内務省警保局長名で、日本沿岸の各庁府県長官宛てに、ロシア兵の遺体の漂着、回収の有無等について照会がおこなわれた。⁽⁶⁾案文しか確認できないが、おそらく左記のような公文書が海に接する庁府県に発送された。

【資料1】

沿海庁府県長官へ照会

三十七八年事件ノ際露国軍人軍属其ノ他ニシテ戦争ニ関係アリト認ムヘキ者ノ死体ニシテ貴管下ノ海面ニ於テ発見シ若ハ沿岸ニ漂着シタルモノニ関シ左記事項急速御取調ノ上煩御回報候此段及照会候也

年月日

警保局長

沿海地方長官宛

記

- 一 死体発見若ハ漂着ノ場所名
- 一 死者ノ氏名（不明ノ分ハ不明ト記入ノコト）
- 一 死者ノ年齢（相当ト認ムヘキ年齢記入ノコト）

- 一 死者ノ官職(判明ナラサル分ハ推測ニ依リ記入ノコト)
 - 一 死者ノ服装若ハ之ニ付着セル文字、凶様又ハ其者ノ所持品其ノ他ニシテ死者ノ所属ヲ判別シ得ルノ端緒ト為ルヘキモノアラハ其ノ大要
 - 一 死体ヲ仮埋葬ニ付シタル場所名又ハ收容後埋葬セスシテ他ニ移送シタリトセハ其ノ移送先
- 以上

本県の場合、同年十二月十六日付で、こつもりはしめ告森良鳥取県知事名で内務省警保局長宛てに回答している。⁽⁷⁾

【資料2】

回答

明治四十一年十二月十六日

鳥取県知事 告森良

内務省警保局長 有松英義殿

客月三十日警発第四七号御照会ニ係ル三十七八年事件ノ露国ノ軍人軍属其他ニシテ戦争ニ関係アリト認ムヘキ者ノ死

体本県下ノ海面ニ漂着其他ノ件別紙ノ通り有之候

(※注…別紙は巻末に別途掲載)

右の報告のように、鳥取県は、県内に漂着もしくは回収したロシア兵の遺体を全部で七体として把握していたことがわかる。後述するように、これらロシア兵の遺体を長崎へ改葬する際にも「各府県知事ヨリ報告アリタルモノ」として、⁽⁸⁾改めてこの七体が挙げられており、本県としてはこの七体を正式な数としていた。なお、【資料1】は、遺体の発見日時の記事までは指示していないが、【資料2】別紙の枠外上端にある日付が遺体の発見日時と思われる(なお、【資料2】別紙には便宜上本文には存在しない通し番号を付した)。

以下、この七体の遺体を、三つの漂着市町ごとに【資料2】別紙の順序により、詳しく検討していきたい。

二 岩美町の事例

(1) 田後村

本県の東端に位置する岩美町内では、従来、田後村二名、

東村小羽尾一名、計三名のロシア兵の回収や漂着が知られており、本県のロシア兵漂着としては最もよく知られてきたものである。

この田後村の事例については、原文は現存しないが、最も古い公文書は、明治四一年一二月に、岩美郡役所が刊行した『日露戦役岩美郡誌』に掲載される。この中には「公文写」という項目があるが（一七四〜一八七頁）、この中に、田後村が岩美郡役所宛てに送付した公文書が掲載される。すなわち、

【資料3】

外国人死体漂着の件

明治三十八年六月十六日午後五時頃田後村船夫出漁の為め陸地より凡十五六里沖合に於て漁業し翌十七日帰航の途正午十二時頃陸地を距る凡十里の沖合に於て本村吉田定蔵同村山根三蔵の兩名共同死体発見曳揚帰港す警官検視の上仮埋葬せり其死者の遺留品は左の如し但し露国軍人と認めたり

所持品

一 金貨大小拾八枚 一 銀貨大小七枚 一 紙幣一枚

一 巻烟草入蓋付一個 一 ❖の銀製のもの壺ヶ

右顛末を報告す

三十八年六月十九日 田後村長上村平三郎

郡長宛

とあるものである。これは、旧漢字を常用漢字に直した同文が、昭和四三（一九六八）年に刊行された『岩美町誌』にも引用される⁹⁾。この二体は、【資料2】別紙の1、2番に該当する。内容と所持品の記載が一部合わないが、田後沖で回収された遺体であることはまちがいない。この他、おそらく、【資料3】を参考にしたのであろう、ほぼ同文が、昭和一三（一九三八）年、当時の田後尋常高等小学校が作成した『田後村郷土調査』「第五編兵事 雑 第一項 時事」にも引用される¹⁰⁾。

ところで、当時の新聞はロシア兵の遺体の回収、漂着について何か触れているのであろうか。明治三十八年六月二〇日付『鳥取新報』には、

【資料4】

露兵の死体漂流三個

去十七日正午十二時頃岩美郡田後村漁夫二名は同村沖合十里許の海中に於て露兵の死体二個漂流しつゝ、有るを発見したれば之を引き上げ帰りたるに其の内の一人名は多くの金銀貨を携帯し居たりと又同日西伯郡美保関より八里許の沖合を漂流し居たるを発見して境港へ引き帰れるありと何れも死後数十日を経過し居るを以て腐敗し臭氣鼻を突くばかりなりしと云ふ

とあり、【資料3】の内容とほぼ一致する。後半は境港市の話も交えているが、これは三章で考証する。なお、明治三八年の『鳥取新報』は、鳥取大学附属図書館所蔵のものを利用した。

さて、一般的に、ロシア兵の遺体が海岸に漂着したとイメーシしがちだが、右の公文書や新聞からもわかるように、実際には海上を漂流していた遺体を回収したというのが事実である。

田後村では、漁師が回収したロシア兵の処遇をめくり意見がわかれたが、最終的に「敵人と雖も天上せば同じ仏ではな

いか」ということで、同村鴨ヶ磯に埋葬したという。事実【資料2】別紙の埋葬地も「鴨ヶ磯」と記してある。田後村民のこの大らかなる心を特に「人類愛」という視点で記念して、上述したように同町出身の澤田廉三が、「露軍将校遺体漂流記念碑」を鴨ヶ磯椿谷の地に建立している。

ただ、先述したように、田後でよく知られてきた事例は、厳密には漂着ではない。この件に関する細かい誤解や問題点については、実際に漂流していたロシア兵の遺体を回収した漁民からの聞き取りなどをもとに堀英明が詳細を明らかにしている。⁽¹²⁾これによれば、六月一六日に山根三蔵が、翌一七日に吉田政平（本名定蔵）がそれぞれ沖合を漂流中のロシア兵の遺体を回収したとする。

また、堀によれば、二名の内、将校クラスの人物には、岩井村（現岩美町岩井）の西法寺の住職を招き、浄土真宗式の葬儀を営み、「浄立」という法名を付けたという。⁽¹³⁾将校クラスということは【資料2】別紙のうち氏名や服装、遺留品が多数記載される2の「ニコライ ツミツクエフ」が該当しそのうである。

なお、この「ニコライ ツミツクエフ」については、氏名が判明したとの記事が明治三八年七月四日付『鳥取新報』に

載る。¹⁴⁾

さて、田後村については、この二名の他にもう一体のロシア将兵が漂着していたことが、【資料2】別紙から判明する。発見は明治三十八年六月二十七日とあり、同村内でロシア兵の漂流遺体が引き揚げられてから十日程後のことである。この件については、明治三十八年六月三日付『鳥取新報』が唯一の記録資料である。

【資料5】

露兵死体漂着

再昨廿七日岩美郡田後村古城サワは同村字篠原と云ふ海岸の岩穴中に露兵の屍体漂着せるを発見し直ちに其の旨同村役場へ届出でたり死体は丸裸にして一点の付属品なく死後三十日内外を経過し居たる者らしく面貌等腐敗の爲め判明せざるも後頭部に茶褐色の頭髮残存せり年令は三十歳前後にして身長五尺六寸背部は肩より腰に掛け一面に充血し居れりと云ふ

この遺体は、漂着であつて漂流遺体の回収ではなかった。ところで、【資料2】別紙及び【資料5】ともに死体の発

見現場を、田後村の字「篠原」の海岸岩穴とするが、「篠原」という字名は田後には存在せず、「篠原」は「城原」の誤りと思われる。この一体については、裸体状態で漂着していたため、三〇歳位という年齢の他、手掛かりがなかった。埋葬地は、【資料2】別紙から、先行して引き揚げられた二体と同様、鴨ヶ磯と記録される。昭和三十七年六月に澤田廉三が建立した「露軍将校遺体漂着記念碑」の横には、記念碑建立のいわれを記した石碑が設けられている。そこには、

【資料6】

明治三十八年五月日本海戦に於て我が軍勝利を収めたる際露国将校二名死体となりて此の海岸に漂着したるが田後村民之を丁重に葬り墓標を建てたることあり敵人と雖も一度隕命せば礼を以て之を弔う美風を顕彰せんとするものなり

と記載されている。この石碑を含め、鴨ヶ磯椿谷に葬られたロシア兵は従来二体と考えられてきたが、【資料2】別紙及び【資料5】から、三体とするのが正しい。この田後における三体目のロシア兵を発見した古城サワこしろの檀那寺は、岩井で

はなく、岩美町浦富の定善寺^(じやうぜんじ)であることが判明したが、定善寺の過去帳には記載がないとのことであった⁽¹⁵⁾。

(2) 東村小羽尾

この事例は、『日露戦役岩美郡誌』や『岩美町誌』には記載がない。また、小羽尾周辺の史誌である『東浜史誌』にも一切記載がなく、⁽¹⁶⁾平成一八(二〇〇六)年に刊行された『新修岩美町誌』にも前節で触れた田後のものとあわせてごく簡単な記述しかない。⁽¹⁷⁾一方、堀は、田後以外に文字通り漂着したものと小羽尾の例を挙げている。⁽¹⁸⁾

ところで、この事例について記載された資料としては、明治三八年六月二八日付『鳥取新報』と岩美町陸上にある隣海院が保存する過去帳に記載がある。まず、『鳥取新報』は、

【資料7】

露兵の死体漂流

一昨廿六日午前三時頃岩美郡東村大字小羽尾村漁夫吉澤為藏外三名が出漁中同村沖合三里許の海中に於て露国軍人と認むべき死体一ヶ漂流せるを発見し引帰たり死体は顔面及両手共腐敗して骨を露出し相貌等不明なるも年令凡

三十年前後と認められ着衣はシャツ襯衣及ズボンを着し又左足のみに半靴を履き背には救命器を負ひ所持品は金銀銅貨三ヶ鉄側懐中時計一ヶ鱧口一ヶ等なりと

とある。この遺体は【資料2】別紙の通し番号3に該当する。概要はよく似ているが、【資料7】では、所持品が比較的詳細に記されているのに対し、【資料2】別紙ではこれら所持品の記載は一切見られず、【資料7】に比べ、【資料2】別紙の記述は、むしろ服装や救命具に関する記載が詳細である。

ところで、堀はこの遺体を海岸に漂着したものとするが、【資料2】別紙及び【資料7】ともに「岩美郡東村大字小羽尾村三里許沖合」とあり、田後の二体同様、海上を漂流中のものを回収したものとしている。【資料3】や【資料5】の新聞記事から、死体発見後すぐに村役場に報告がなされており、【資料2】も町村↓郡役所↓県という報告を受けて作成された公文書であるので、今回の事例も【資料7】には、役場に報告されたとの記載はないが、実際は、小羽尾沖合を漂流中の遺体を回収し、村役場への報告、検視等がなされた上、埋葬されたはずである。⁽¹⁹⁾

上述のように陸上の隣海院が保存する過去帳には、西法寺

同様、ロシア兵に関する記述が残る。⁽²⁰⁾

埋葬地は、【資料2】別紙では、小羽尾の字「浜頭」^{はまがしら}に埋葬したとあるが、後述するように、法要を行った隣海院の過去帳には、「小羽尾一種墓地へ埋葬ス」と記載がある。現在、小羽尾地区と大羽尾地区との境付近が「浜頭」という小字らしいが、平成二三（二〇一一）年五月二〇日に小羽尾地区で聞き取りを行った際、現在小羽尾地区の共同墓地がある辺りもかつて「浜頭」と呼んでいたとのことであった。⁽²¹⁾

なお、平成六（一九九四）年には小羽尾の墓地に「露国軍人碑」が建立されている。⁽²²⁾

以上のように、岩美町内では、従来言われてきたように三名ではなく、計四名のロシア兵の遺体が回収されていたことが明らかとなった。また、遺体の大半、つまり三名のロシア兵は漂着ではなく、漂流中のものが回収されていたことが判明した。⁽²³⁾

ところで、詳細は後述するが、堀は、興味深い情報を記している。日露講和条約（ポーツマス条約）成立後に、ロシア兵の遺骨が故国へ持ち帰られたというのである。⁽²⁴⁾この点については、章を改めて検討したい。

三 境港市の事例

先述のように、境港市の自治体史には、ロシア兵漂着の話はほとんど記載されない。⁽²⁵⁾

現在、資料上から確認できる最も早い境港市（当時は境町）でのロシア兵の遺体に関する資料は、境尋常小学校（現境港市立境小学校）の明治三八年度『学校日誌』六月七日の「記事摘要」の欄に記載される

【資料8】

日本海々戦ニ於テ負傷溺死セシ露兵死体一ツ隠岐ヨリ来航藻取船ニ積ミ来ル台場先ニテ臨検ヲ求ム

という記録である。この事例は本県における最も早いロシア兵の遺体に関する資料でもある。この他、やや遅れて新聞でも報道される。すなわち、明治三八年六月一〇日付『鳥取新報』である。

【資料9】

敗残水兵の死体漂着

去七日隠岐国知夫郡知夫村字太澤村船乗業山根伊勢松なる者居村を出帆し境港に向け航行中雲州美保関より七海里程の沖合にて死体の漂流するを発見したるを以て本船に引揚げ同日午后境港に着船するや直に其筋に届出を為したるが死体は黒服を着し救命器を帯ひ体軀中に在る三ヶ所の小疵は生存中に受けたるものらしく所持品は手帖三冊と日本の二銭銅貨様の貨幣一個と同五厘銅貨同様のもの二個を所持せるのみにして其他には一切携帯なしと云へり無論鬱陵島付近に於ける露国海軍の敗残兵ならん

この他、島根県で発行されていた明治三八年六月一〇日付『山陰新聞』にも関連記事が掲載される。

【資料10】

境町寸信 去七日：露国水兵の死体を隠岐国知夫里村の船頭某三保関沖にて発見し引揚げ積み来れり検査を経て埋葬する筈なるが尚ほ船頭は多数の死体漂流するを見たるも積荷の都合にて引揚げさりと云

【資料2】別紙では、境港での遺体発見現場は、岩美のよ

うに「沖合」とは明記されず、「境町字台場先海岸」と、あたかも海岸に漂着したかのような表記になっているが、【資料8】から【資料10】のいずれもが多少の表現に差はあるものの、漂流中の遺体を隠岐の漁師が回収した点では一致している。【資料2】別紙の遺体発見現場が「境町字台場先海岸」と記されているのは、実際は、【資料10】にあるように、遺体を引上げ、臨検した場所をさすのであろう。

最も詳細な内容を持つ【資料9】は、遺体の着衣や付属品などが【資料2】別紙の記載と同様で、通し番号の5番目にあたる人物であることがわかる。この時点では、氏名や搭乗していた艦船名などは不明だったようである。

ところで、境港市には、もう一体の遺体が回収されている。

【資料2】別紙の6番目がそれである。また、新聞報道としては、田後の例で紹介した【資料4】の後半部がそれに該当するが、『山陰新聞』や境尋常小学校の『学校日誌』には記載は確認できない。この場合も、【資料2】別紙では、遺体の発見現場は、岩美のように「沖合」とは明記されず、「境町字台場先海岸」と、あたかも海岸に漂着したかのような表記になっている。しかし、【資料8】から【資料10】の記載同様、漂流中の遺体を回収したものであることが【資料4】

の記述からわかる。つまり、境港の場合も二体とも漂着ではなく、漂流中のものが回収されたのである。

ところで、この境港市のロシア兵の遺体回収については、ロシア正教の日本への布教者として名高いニコライ・カサートキン（一八三六～一九二二年）も触れている。ニコライは、文久元（一八六一）年に函館のロシア領事館付司祭として来日し、布教活動に従事した。明治二四（一八九一）年に、東京の駿河台に東京復活大聖堂（通称…ニコライ堂）を建立したことはあまりにも有名である。彼は日露戦争時にも日本にとどまり、日露戦争講和後、捕虜の返還が終了してから、日本各地に埋葬されたロシア兵の慰霊の旅を行った。²⁶

ニコライは、明治四一年八月一八日に愛媛県の松山収容所の訪問を終えた後、岡山、津山、根雨を経て、八月二〇日に米子に到着している。その晩は、米子で作曲家として有名な高木東六の父で正教会の伝道師として活動していた高木久吉らと交流している。翌日、米子から隠岐へ渡るため、境町に移動したが、ここで彼は境町にもロシア兵の墓があることを聞かされる。ところで、ニコライは明治三（一八七〇）年から約四十年にわたって、詳細な日記を記している。明治四一年八月八日（グレゴリウス暦二二日）付の日記には、同日、

隠岐島へロシア人墓地訪問の際、渡船の関係で境町の旅館「一山路」^{いちやまじ}（＝渡辺旅館）に到着した際、旅館の主人から境町にも二つロシア人の墓があると聞かされ、その墓地を訪ねたとある。日記の当該部分は左のとおりである。

【資料11】

ここへついたとき、宿屋でわたしが隠岐島へ行つてロシア人の墓地を訪ねることになっていることを知ると、主人は言った。「ここ、境にも二つ、ロシア人の墓があります」と。「それは、わたしにはまったく予想もしていなかったことです。どこにありますか。まず、市役所に出かけて、葬られている者の名がそこではわからないか尋ねてみましょうか」〔とわたしは言った〕。

しかし、最初の答えでは、名前はわからないということだった。主人は墓地へ連れて行ってくれた。それは一般の市の墓地ではなく、伝染病患者の葬られている墓地だった。行ってみたが、どうしてもその二つの墓は見つけられなかった。その小さな墓地は果樹園にびったりくっついていたので、宿屋の主人は果樹園のかつての持ち主の奥さんと呼んでくれた。彼女はわれわれにこう言った。「ここにまず

お一人が葬られましたよ。そしてつづいてもうお一人が葬られました。右の墓のほうが服を着ておられた方で、左のほうは裸のままでした。お二人ともとても大きい方でした」と。

すっかり草と花が茂った場所となっていた。墓の盛り土はなかった。埋葬のときの目撃者が教えてくれなかったら、ぜったいに見つけられないところだった。祈禱をし、墓に名前の入った柱を立ててくれるようにとなにがしかの金を与えて宿屋に戻った。嬉しいことに、ここで市から名前がわかったと知らせてきた。ロシア船「カムチャツカ」から海に沈んだ「ヤコフ・ミハイロヴィチ・ピヨンカと名前不明者」が「明治三十三年、七月七日に埋葬される」と、記された本の記録を見せてくれた。船の名前と一人のほうの名前は、沈んだ者の着ていた服から見つかった手帳でわかったという。手帳には細かくびっしり書かれていたという。わたしが「それはどこにありますか」と問うと、役人は鳥取の県庁に送ってありますと、答えた。このほか、役人と宿屋の主人は、このあたりの海岸沿いには、上手のほうにも下手にも、ほかのロシア人の墓があり、死体は海岸に打ち上げられたか、海の波から漁師たちが引き上げたかした

と話してくれた。また、かれらのことを詳しく知れるのは鳥取と鳥根の県の支所だとも教えてくれた。しかし、隠岐へ向かう船の出発を待つ身で、その調査をする時間はなかった。朝の四時すぎに乗船し、境港をあとにした。

以上が、ニコライが境港市で得た漂着ロシア兵に関する情報である。²⁷⁾

彼はその後、八月二二日に境港から隠岐の西郷へ渡り、ロシア人墓地を墓参、翌二三日に西郷を発ち境港経由で、二四日に舞鶴に到着。ここから鉄道で大阪を経由し、八月二五日に帰京している。

さて、ニコライの日記は、一部の誤り(例えば、ロシア兵二名の埋葬を明治三三(一九〇〇)年七月とするなど)はあるものの、【資料2】別紙の記述とほぼ一致する。例えば、氏名や船名などが一致する他、「ヤコフ、ミハイロフ、ビーヨンカ」は「手帖用ノモノ三冊」を所持していたとある。ニコライの日記では、二名のうち、一名は裸体であったと伝えるが、【資料2】別紙も同様である。そもそも、ニコライの日記によれば、彼は境町役場を指すと思われる「市」からの連絡や記録から二名に関する比較的详细な情報を得てい

る。公的機関にこれら境港の漂着に関する記録が本来、残されていることや、遺品が県庁に送られているという記述は注目に値する。⁽²⁹⁾

さて、【資料2】別紙や【資料11】のニコライの日記から、境港の二名の内、「ヤーコフ、ミハイロワ、ビーヨンカ」については、氏名や搭乗船名が明記されているが、これは、所持品の中の手帖が手掛かりとなったものと思われる。『鳥取新報』を見る限りでは、岩美町田後の「ニコライ ツミツクエフ」のように、氏名や搭乗船が判明したことは報道されていない。なお、【資料2】別紙は、「ヤーコフ、ミハイロワ、ビーヨンカ」については、服装や所持品の詳細について、氏名不明のもう一名については、裸体であることその他、右腕に入れ墨があり、その入れ墨までも克明に記録している。さらにいずれもが、境港の字「申場」に埋葬されたことがわかる。⁽³⁰⁾

このため、申場に一番近い浄土宗光祐寺の過去帳を確認したが、ロシア兵に関する記述は見出せなかった。⁽³¹⁾

境港市では、岩美町と異なり、現在でも記念碑等は建立されていない。

四 大山町の事例

岩美町や境港市の場合、事の詳細に差はあるものの、自治体史等に記載があるのに対し、大山町の事例は『大山町誌』に一切記述がなかったため、従来ほとんど知られていなかった。

本事例は、【資料2】別紙の最後に記載されるものが該当する。本県におけるロシア兵の遺体漂着としては最後のものである。【資料2】別紙の記載から、所子村^{とくご}大字福尾の海岸に漂着し、同村の墓地に埋葬されたこと、着衣や救命浮き輪、板金製の十字架を身に付けていたことなどが記されている。

明治三八年七月一二日付『鳥取新報』には、

【資料12】

露兵の屍体漂着

本月八日西伯郡所子村大字福尾村海岸へ露国水兵と思はしき屍体一ヶ漂着せしが該屍体は腐爛甚しく手足の如きは骨のみとなり居れり而して別に所持品としては首に耶蘇十字架を掛けたるのみにして着衣はシャツ二枚と黒絨衣を着し救命具を纏ひ居れり

とあり、【資料2】別紙の記述とほぼ一致している。また、明治三十八年七月一三日付の『山陰新聞』にも報道がなされている。

【資料13】

伯州淀江通信 露兵漂着

去八日西伯郡所子村大字福尾村海浜に露兵将校らしき死骸二個漂着せりと

【資料13】は福尾部落に二体遺体が漂着するとするが、これは一体の誤りであろう。

ところで、昭和四三（一九六八）年一月に、福尾地区が『郷土史福尾』という郷土史を刊行していることがわかった。³²同書は、【資料2】別紙や【資料12】よりも詳細な内容を含む。

『郷土史福尾』「第七編 福尾史年表」、「第一節 福尾史年表」中の明治三十七年の項には、「ロシヤ兵福尾海岸に打上げらる」とあり、更に「第九編 土俗・風習」、「第五節 丸山」中には、³³

【資料14】

ロシヤ兵士漂流

明治三十七年七月中旬、福尾村の子供 福留忠蔵、福留倉次郎、金田唯蔵、福留貞蔵の四人が福尾灘に水泳に行った。何か見なれぬ物が漂っているのを見付け、村人に報告した。それはロシヤの兵士であった。去る五月二十七日の日本海海戦に名誉の戦死をとげたものであると分かった。

白い服を着て腰には浮袋を巻きつけ、顔は骨だけで形なく、金属製の番号札をぶら下げ、臭気鼻をつき見るも悲惨な有様であった。役場や警察が立ち会った上、人体は塩浜場の人いけ場に埋め、着ていた衣類や其の他の遺品は、役場の庭の木にかけてあった。当時役場は所子の村中に在った。

噂はひろがり遺留品を見に行く者が多かった。埋めて二、三年後、ロシヤから遺骨を受け取りに来て持ち帰った。

とある。³⁴【資料2】別紙や【資料12】の記載とは所持品についての記載は若干異なるが、非常に臨場感がある。

『郷土史福尾』の著者福留兼子は当該部分についてどのような記録に依拠したのだろうか。『郷土史福尾』の「はしがき」によれば、福留は、①古老からの聞き取り、②区有文書、③個人所蔵の文書に基づいたと述べている。³⁵筆者が、平成二三

年五月二七日に現地調査を行った結果、②の区有文書中には当該資料は見出せなかった。また、③の福尾地区在住の個人所蔵文書も一部調査したが、その中にも含まれていなかった。旧所子村役場資料は現在も一部が大山町役場大山支所に保存されるが、筆者の調査では、ロシア兵漂着に関する記述を含む資料は確認できなかった。³⁶ この他、『所子村誌』や『郷土資料調査』等にも記述が見られない。³⁷ このように見てくると、残る可能性は、①に該当する福留による当事者達からの直接の聞き取りに依った可能性が高い。岩美町の堀も当時存命だった遺体引き揚げ者本人からの聞き取りを記載している。³⁸ 『郷土史福尾』が刊行された昭和四三年当時、まだロシア兵の遺体を発見した子供達は存命していた可能性が高く、福留が当事者から直接聞き取りした可能性も十分にあり得る。

大山町における場合は、田後の一体と同じく例外的に漂着であった。

埋葬地は、【資料2】別紙では、「西伯郡所子村大字福尾村墓地」と記述するが、【資料14】では、「塩(汐)汲場」とある。³⁹ ただ、福尾地区区有文書群中に含まれる明治二五(一八九二)年頃作成と思われる同地区の地籍図によれば、「汐汲場」には、「墓地」もしくは「人いけ場」らしき表示は見出せず、地元

での聞き取りによれば、ロシア兵の埋葬地は、福尾地区の共同墓地ではなく、浜辺に近い墓(地籍図中の「下河原」もしくは「坂ノ下」とよばれる小字に該当する)に埋葬したとのことであった。⁴⁰ このため、地籍図中の「坂ノ下」、「下河原」及び昭和一二(一九三七)年に作成された「福尾村図面」を確認したところ、小字「坂ノ下」に「墓地」の記載があった。⁴¹ よって、【資料14】中に見えるロシア兵の埋葬地は、厳密に言えば「塩汲場」ではなく「坂ノ下」とすべきである。もつとも小字に詳細な境界線が引かれているわけでもなく、【資料14】の著者福留兼子もしくは、情報提供を行った地元の人々も、漠然と「塩汲場」の辺りという意識であったものと思われる。

埋葬に当たっては、【資料12】から【資料14】を見る限り、岩美町のような仏式の法要を執り行った形跡は見られない。念のため福尾地区の檀那寺である国信地区にある神宮寺の過去帳を調査したが、ロシア兵に関する記載は見られなかった。⁴²

また、福尾地区は少なからず黒住教徒の方がおり、高根県の場合、黒住教徒が自家の墓に埋葬している例があることか⁴³ら、同地区にある黒住教会所が所蔵する霊璽原簿を閲覧した

が、ロシア兵に関する記述は確認できなかった。⁽⁴⁴⁾

ところで、福留も「埋めて二、三年後、ロシヤから遺骨を受け取りに来て持ち帰った」と岩美町田後の場合と同様な内容を記載している点は興味深い。この点は後章で検討したい。

なお、大山町福尾にも境港市同様、記念碑等は建立されていない。

五 『鳥取新報』の漂着ロシア兵の扱い

以上のように、公文書からも新聞記事からも、本県に漂着し、回収されたロシア兵の遺体は七体であることが明かとなった。ところで、明治三十八年七月一九日付『鳥取新報』には、これらロシア兵の遺体の取り扱いについての試案が掲載されている。

【資料15】

露兵の屍体漂着に就て

日本海の大戦有つてより以来本県下に露兵の屍体漂着せる者殆んど十名に及はんとす而して此等屍体漂着の場所及其模様就ては各其の当時吾人が精しく報知せる所なれ

ば今茲に再記するの要なしと雖試に其の概要を摘記せんか「肉は腐爛して骨のみとなり或は骨を露出し居れり」と以て其の大体を窺ふに足らん然れどもこは敵兵の屍体なるを以て聞く者左程惻隱の情も起らざりしならんが若し之が吾人の同胞なりしならば吾人は果して如何の感想を惹起せんか將に仰で天に号泣し俯て地に叫哭し痛嘆置く能はざらん然らば彼の屍体が敵兵なりとて等しく祖国の爲めに斃れし否寧ろ貪婪厭くことを知らざる露帝の犠牲に供せられし憐むべき者にして吾人は彼等に何等の怨恨あるなし而も捕虜を遇することの厚くして一層悲惨の最後を遂げし戦死者を遇することの冷淡なるは何ぞ敢て志士に問ふ死せる者には礼を以てするの要なき乎……無論時局の際経費の節減は為さざる可らずと雖彼等の霊を祀るに何程の費用を要せんや吾人は出来得る限り―経費の許す限り―懇切に彼等の霊を祀らんことを望む者也而して其の方法に就ては二あり即ち屍体の漂着せし場所に碑を建つるか若くは県下に漂着せし屍体は悉く集めて一所に合祀すかにあり而して其の何れを撰むも敢て不可なし要は唯彼等を瞑せしめ併せて永く県下の紀念と為すに在る而已当局者たる者以て如何となす

(一記者)

右記事の冒頭には、「露兵の屍体漂着せる者殆んど十名に及はんとす」とあるが、この数は、県の公式数（【資料2】別紙）と合致しない。この辺りの齟齬の理由はよくわからない。

この記事が最も強調しているのは、本県下に漂着、回収されたロシア兵を手厚く葬ろうという意見を掲げている点である。事実、岩美町の田後や小羽尾では、戒名や法名が与えられ葬られている。ただ、記者が提案した一つ目の意見、すなわち漂着した場所に碑を建てるという意見は、漂着した実例が実際は二件（岩美町田後の城原と大山町福尾）にすぎなかったためもあってか実現したという記述を確認できない。二つ目の県下の遺体を集めて合祀すべしという意見も実現はしなかったものの、別な形で実現することとなる。

六 遺物の漂着

島根県の事例を詳細に検討した岡崎は、島根県下には遺体だけでなく島根県の沿岸部の町村で漂着品が発見されたことを指摘している。⁽⁴⁵⁾鳥取県の場合も遺物の漂着が確認されている。

まず、明治三八年六月二四日付『鳥取新報』には、

【資料16】

露国軍艦旗の漂流

東伯郡三橋村大字宇谷村松岡孫七は去廿一日午後五時頃宇谷村沖へ出漁中全村を距る約三十町斗りの海上に於て露国軍艦旗一旒漂流せるを発見し持ち帰りて泊村役場へ届出でたりと

とある。宇谷は、現在の鳥取県東伯郡湯梨浜町内にある。

その他、明治三八年七月一日付『鳥取新報』にも東伯郡の三町村で回収された漂流物の一覧が載る。

【資料17】（注…■は判読不能字）

露国漂流物

東伯郡赤崎町、八橋町、逢束村等の沿海漁夫の拾得せし

漂流物左の如し

- 一、白地に青色×形信号旗一枚約一尺二寸方位
- 一、白地に青色1形信号旗一枚約一尺二寸方位
- 一、黒色浮環（救命輪） 一個

一、品種不明鍍葉鍍入油一尺二寸立方尺の鍍

一、畳机一脚（但し朱塗り高サ二尺五寸許り上平方■一尺

五寸位此ノ脚ハ畳ミヲ積ミ重子置クコトヲ得）

一、白色浮環（救命輪） 一個

一、ドンゴロス製白色袋 一個

一、木製■台 一個

一、木製金箔塗り（長サ三尺圍り二尺位船首模様の鷲頭）

一、木製灰色ペンキ塗船窓の戸（長さ四尺巾二尺位）

一枚

一、白色浮環（救命輪） 一個

一、白木綿製蒲団 一枚

一、銅製救命具 一枚

一、端艇（豎三間巾一間） 一個

現在の鳥取県東伯郡琴浦町の沖合いで様々なものが回収さ

れたことがわかる。ただ、これら遺物も、【資料16】、【資料

17】からいずれも漂流中のものが回収されたのであり、漂着ではなかった。この後も様々な遺物が漂着もしくは回収された可能性があるが、『鳥取新報』には記載されなくなる。

七 埋葬地の実態把握へ

日本海海戦から約三ヶ月経った明治三八年九月五日、アメリカのポーツマスで日露講和条約が調印、約一ヶ月後の一月一六日に正式に同条約が公布され、両国の戦争は終結した。

日露戦争中、日本は七万を越える膨大な数のロシア兵を捕虜とし、全国二九ヶ所に捕虜収容所を開設した。⁽⁴⁶⁾ロシア兵捕虜の送還については、講和条約成立以前からすでに両国間で議題にあがっていたが、同条約が正式に公布された後の、明治三八年一月一五日から翌年二月までのわずか三ヶ月余りの間に行われた。⁽⁴⁷⁾このような捕虜に対する迅速な対応は、実は、日本もロシアも日露開戦直後に、明治三二（一八九九）年、オランダのハーグで開催された第一回万国平和会議において採択された「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」に基づいた人道的な捕虜取扱を定めた規則を制定していたからである。⁽⁴⁸⁾

さて、ロシア兵捕虜が日本から送還された後、三章でも紹介したロシア正教のニコライ・カサートキン主教が慰霊の旅に出かける。彼は、戦時中から在日ロシア兵捕虜の慰問のため、聖書やロシア正教関係の教具、書籍などを日本各地のロシア兵捕虜収容所に贈っていた。この他、ロシア兵捕虜への

手紙や本国からの兵士の安否の問い合わせにも応じている。少数ながらも全国各地に散在しているロシア正教の日本人信徒たちやフランス大使などから、国際状況や在日ロシア兵捕虜の状況などは比較的詳細に情報収集ができていたことが彼の日記からうかがえる。⁴⁹ 捕虜の対応には、日本人ロシア正教徒が対応していたことがわかるが、彼等からは、捕虜収容所に収容中のロシア兵の死亡について細かい情報がニコライに入っている。

ニコライは日露戦争開戦直後から捕虜収容所の訪問を望んでいたが、なかなか許可が下りなかった。⁵⁰ また、日露講和条約調印直後、明治三八年九月一九日付でニコライは、同月二五日から翌一〇月二五日にかけて全国二九ヶ所の捕虜収容所の訪問を日本政府に打診している。これに対し、陸軍省や外務省は講和条約反対などの国内の争乱が落ち着いた同年一〇月末に訪問許可をあたえたが、ニコライからは反応がなかったという。⁵¹ ただし、多忙なニコライが実際に訪問したのは、在日ロシア兵捕虜の送還が終了してから二年半ほど経った明治四一年五月になってからで、国内でも最も長期間開設され、収容中に約九〇名が亡くなった松山のロシア兵墓地が最初だった。⁵²

実は、ニコライの松山行きが決定する直前の明治四一年五月一日、ロシア公使館付陸軍武官サモイロフから、日本陸軍が捕虜収容中に亡くなったロシア兵の遺体を一ヶ所にまとめることを決定したとニコライに伝え、この考え方についての見解を求めている。ニコライは基本的には賛意を示しながら、松山と浜寺（大阪府堺市）の二ヶ所への改葬を提案した。⁵³ 収容所で死亡したロシア兵は、漂着または漂流中に回収された遺体などと異なり、住所、氏名、生年月日、所属部隊等手掛かりが生前に聞き取られたこともあり、情報が豊富で比較的容易な作業だったはずであるが、この考えは結局、延期となる。⁵⁴ この日本陸軍からの提案によるロシア兵の遺体の合葬の話はいずれもニコライの日記にしか見えず、外務省や防衛省、国立公文書館が保存する公文書からは確認ができない。それにしても何故、日本側からこの時期に日本に散在しているロシア兵の遺体の合葬の話が持ち上がったのであろうか。

前述したように、日本政府は、日露戦争開戦直後に捕虜の人道的な取扱いを定めた「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」に基づき、ロシア兵捕虜に対する処遇を規則化していた。この中には、明治三七年五月三〇日に発布された全二四条からなる「戦場掃除及戦死者埋葬規則」（陸達第一〇〇号）も含ま

れていた。⁽⁵⁵⁾この結果、日本政府は、戦闘中にもかかわらず、規則発布の翌日からロシア将校の墓標の建設に着手している。⁽⁵⁶⁾

さて、ニコライは捕虜收容中に亡くなったロシア兵を追悼するために建設された教会の成聖式を執り行うため、明治四一年八月に再度松山を訪れる。⁽⁵⁷⁾ニコライの松山滞在は八月一日から一八日までであった。

その後、前述したように、彼は東京へは直帰せず、米子町、境町経由で隠岐へ向かう。彼の日記には、「朝六時、松山を発った。東京への帰路、隠岐島に寄って、隠岐で沈んだロシア人水夫たちの墓を訪れるためであった」とある。⁽⁵⁸⁾

それにしても、彼は何故、隠岐へわざわざ立ち寄ったのであろうか。

彼の日記は明治三八年五月の日本海海戦以降、時々、記載のない日が見られるが、翌三九（一九〇六）年四月頃から記入のない日が目立ち始め、同年七月一日（ロシア暦）から翌明治四〇（一九〇七）年一〇月二〇日までの約一年半は空白期間となっている。日記は明治四〇年一〇月二一日から再び克明に記載され始めるが、日本海海戦直後から隠岐へむけて出発するまでの期間、日本海沿岸部に漂着、もしくは回収

されたロシア兵についての記載は確認できない。もともと、ニコライは新聞や全国各地の信徒たちからの情報で日本海沿岸各地に多数のロシア水兵の遺体が漂着または回収されていたという事実を知っていたはずであり、特に日本政府の公式な発表では島根県がロシア兵の遺体の回収数が全国最多で、そのすべてが隠岐島であったことから訪問先を隠岐島にしたものと思われる。⁽⁵⁹⁾この隠岐島を訪問する過程で、境町でのロシア兵二体の埋葬の事実を知ったことはすでに三章で触れたとおりである。

明治四一年八月二五日に東京に帰ったニコライは、松山でのことや隠岐島の事、併せて、ロシア水兵の埋葬地を全て探し出し、墓を建てることを命じてもらう手紙をロシア大使宛てに提出している。⁽⁶⁰⁾これに対し、二週間ほど後に、大使から現地調査を行う旨の回答を得ている。⁽⁶¹⁾

このようにして、本稿冒頭の【資料1】のロシア海軍事務官から日本の海軍省に宛てた、日本海沿岸部に漂着したロシア兵の調査依頼が行われ、日本政府による調査が本格的に始まるのである。⁽⁶²⁾

本県には記録が残っていないため、はっきりしないが、おそらく本県の場合も各郡、市町村役場を通して事実確認を行

い【資料2】の結果報告をおこなったはずである。つまり、本県及び日本海各沿岸部に漂着、回収されたロシア兵の調査の最大の立役者はニコライなのである。

八 長崎市への改葬

翌明治四二（一九〇九）年になると捕虜収容所でなくなったロシア兵だけでなく、日本海沿岸に漂着または回収された遺体を一括して埋葬しようという話が急速に進む。日本沿岸各地に漂着、または回収され、埋葬された遺体を改葬の上、一括して埋葬する件については、国立公文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所などに関連する公文書が多数残されている。しかし、その時期や事項が分散して使用しにくいため、ここでは主にニコライの日記に基づき、時系列に事の顛末を追い、必要に応じて各館が所蔵する公文書を利用する。さて、ニコライの日記の中で長崎市への改葬についての初出は、明治四二年三月一七日である。ロシア海軍省が長崎市に記念碑を建てるといふ記述で、「一九〇九年三月四日（一七日）、水曜」の条には、

【資料18】

長崎のレーベヂェフ領事と横浜のグロッセ総領事から、日本で亡くなった水兵を一覧にして報せてほしいという依頼が来た。ロシア海軍省が長崎に記念碑を建て、かれらを英雄として奉るのだという。わたしは日本で亡くなったロシア人捕虜、水兵、陸兵あわせて三七三名の一覧表を作成した。昨年の八月に隠岐島を訪問した際に得た水兵たちに関する情報も、そのなかに加えた。一覧表はグロッセ宛に送り、長崎のレーベヂェフにも伝えてくれるようにと書き添えた。

とある。⁽⁶³⁾ただし、同日付の日本海軍の公文書を読むと、日本側、特に軍部は、墓参を名目にロシア人が多数日本各地を訪問すると、取締りが困難であり、無用なトラブルを引き起こかねないので、それを回避したいというのが本心であったことがうかがわれる。⁽⁶⁴⁾純粹な慰霊というよりは、各地の墓地を一括し、ロシア人の訪問先を限定することがこの当時の日本側の考えであったことがわかる。

ロシア側は、三月一九日、海軍武官のヴォスケレンスキート、マレフスキー大使がニコライを訪問し、遺骨の改葬に

ついでに宗教的意見を求めた。⁽⁶⁵⁾

【資料19】

海軍情報武官のヴォスクレセンスキー海軍大尉が、日本海軍の申し出を伝えるために来訪した。一九〇五年五月の海戦のあと、日本各地の海岸に打ち寄せられてそこで埋葬されたロシア兵戦没者の遺骨を、一カ所に集めて共同墓地に埋葬するという話である。ヴォスクレセンスキー大尉のもとに寄せられた公の情報によれば、各地にちらばったそうした墓の数は合計一〇〇以上もあり、それ以外に、松山やその他の場所で捕虜として亡くなって埋葬された者たちの墓がある。ヴォスクレセンスキーから、これらの墓を掘り起こして移動することが、教会として差しさわりのないかと尋ねられたので、わたしは、なんの差しさわりのない、それどころか、おおいに望ましいことだと答えた。その際、長崎に埋葬されている遺骨をすべて集め、海軍省の指示にしたがって「水兵の英雄」のための記念碑が造られているところに、共同墓地として埋葬することが望ましい。あとから、ニコライ・アンドレーヴィッチ・マレフスキー大使も来訪した。わたしは大使にも同じように、教会としては

水兵の遺骨を一カ所に集めることになんの支障もないこと、いまの場所に墓が置かれたままでは近いうちに墓はうち捨てられて忘れられてしまうこと、わたしはそれを去年すでに境の港で目にしたことなどを話した。マレフスキー大使は、わたしの意見を書面にして送ってほしいとのことだった。ペテルブルグでこの件を持ち出す際に、わたしの手紙を自分の立場のよりどころにするためだ。わたしはあすにでもその手紙を届けると約束した。

ロシア大使だけでなく、大使館付武官がいかにニコライの意見を重要視しているかがわかる。

文中にある「ヴォスクレセンスキー大尉のもとに寄せられた公の情報」とは、【資料2】を含む、全国からの漂着ロシア兵の状況報告を取りまとめたもので、明治四一年一月にヴォスクレセンスキーから日本の海軍省への照会（【資料1】）に対する回答を指す。前述のように鳥取県は同年十二月には、内務省へ回答しているが、全国の状況をとりまとめ、ロシア側に報告書が最終的にわたったのは、翌四二年三月である。⁽⁶⁶⁾ それにしても、戦後わずか三年あまりで埋葬地の位置すらわからなくなるといふ危機感をニコライがいただいているこ

と、その典型的な例が、【資料11】で紹介した境港市での体験であったことは強調されるべきだろう。

この後、同年四月に入り、日本政府はロシア兵の改葬及び合葬地を、長崎県長崎市稲佐町の悟真寺内に安政五（一八五八）年に開設されたロシア人墓地を候補地とし、ロシア側との交渉に入り、同年五半月ばに同地への改葬及び合葬で両政府は同意する。⁽⁶⁷⁾ニコライもその様子を記している。⁽⁶⁸⁾これにともなうて駐在武官のサモイロフが捕虜収容所を中心とした各地の巡視をおこなっているが、⁽⁶⁹⁾本県に来たか否かは、当時の公文書や新聞がほとんど残っていないため確認できない。ただ、島根県には明治四二年五月末に来たこと、また、松山と大阪の二ヶ所に合葬される予定であることが『山陰新聞』の記事からわかる。⁽⁷⁰⁾ニコライの日記によれば、サモイロフは六月六日に帰京している。⁽⁷¹⁾

彼の日記によれば、ロシア側には日本各地に散在するロシア兵の遺骨を、長崎市を中心に数ヶ所に集中する案に反し、あくまで祖国ロシアへ移送、埋葬を望む考えも依然として根強く、⁽⁷²⁾例えば、「一九〇九年六月四日（二七日）、木曜」の条には、

【資料20】

大使〔マレフスキー〕が息子のピョートル・ニコラエヴィチを連れて訪ねてきた。：ニコライ・アンドレーヴィチ〔マレフスキー大使〕は、ロシア兵の遺骨を故郷に返すにあたっての克服しがたい困難のかずかずを、あれこれと説明した。克服できないものと決めてしまったら、そのとおりにしかなるまい。この件に関しては、もうどうにもしようがない。

とありニコライ自身も改葬、合葬の話が本格化するにつれ、どちらかといえば、ロシアへの送還が望ましいと考えていた節もみえるが、結局、自身も長崎への改葬、合葬で自身を納得させている。⁽⁷³⁾

さて、日本とロシア両政府で長崎への改葬、合葬が合意に達すると同時に日本側は直ちに遺体の改葬に関する取扱い手続きを定め、実行に移す準備を進めている。本稿注（68）で引用した明治四二年五月一八日付海軍大臣齋藤実発陸軍大臣寺内正毅宛公文書の後略部分には、改葬に関する具体的な手続きが記してある。⁽⁷⁴⁾次に掲げる【資料21】がそれである。

【資料21】

改葬ニ関スル取扱手続

一、死体発掘ノ上遺骨ヲ甕又ハ適當ノ容器ニ納メ之ヲ木箱ニ容レ小包郵便ヲ以テ佐世保鎮守府ニ送付スル事木箱ノ上ニハ従来埋葬シアリシ地名ヲ記載シ尚其死者ノ官職氏名相分リ居ルモノハ之ヲ記シ又官職氏名詳ナラサルモ士官以上及下士卒等推定シ得ヘキモノハ其旨ヲ附記スル事

又木箱ノ容積上小包郵便ニ附シ難キモノハ護送人ヲ以テ送ル等便宜ノ方法ニ依ラレ度

二、右費用ハ一人ニ付発掘費、甕及木箱費、及郵送費共合計約六円五拾錢以内ヲ標準トシ取扱ハレ度護送人ヲ以テ送付セラル々場合ハ勿論此ノ標準ニ依ルノ限ニアラズ而シテ該代金ハ精算書ヲ添ヘ海軍省経理局ヘ請求セラレ度事

三、佐世保鎮守府ニ於テハ第一項ニ抛リ到着セル遺骨ヲ各一定ノ木箱ニ納メ軍艦便ニ依リ之ヲ長崎駐劄露国領事ニ引渡ス事

以上

本県で長崎市へむけての埋葬地からの掘り起こしがいつ行われたのかは特定できない。ただ、岩美町や大山町福尾では、日露講和後に遺骨の掘り起こしが行われたことが伝承されている他、⁽⁷⁶⁾改葬後の明治四二年一〇月一日付で、海軍省経理局から鳥取県知事宛に改装費として「金九拾五円四拾四錢」が支払われていることから長崎市への改葬に向けた遺骨の掘り起こしが本県でも行われたことは確実である。⁽⁷⁷⁾ただし、本県の場合、七体の遺体があったことになっており、【資料21】の二項にある一人に要する費用六円五〇錢で計算すると、実際に海軍省から鳥取県知事宛に支払われた九〇円四四錢の約半分の四五円五〇錢となりあわない。このあたりの理由はよくわからない。

以上のように見てくると、鳥取県でも明治四二年六月半ば以降から八月上旬の間に、遺骨の掘り起こしと長崎市への発送が行われたものと思われる。⁽⁷⁸⁾

このようにして、最終的に九月二七日に慰霊祭が行われることが決定した。⁽⁷⁹⁾

ニコライは慰霊祭二日前の二五日に東京を出発、⁽⁸⁰⁾翌二六日の夜一―時に長崎市に到着した。そして、予定通り、翌二七日に慰霊祭が開催された。彼の日記によれば、

【資料22】

きのうは心配したが、今朝起きてみると、明るく晴れあがっていた。長崎の小さな教会で祭日の奉神礼を執り行なうことはできなかった。というのも、九時半に墓地で奉神礼が予定されており、出かける支度をして、港の停泊地を経由して稲佐へ移動するには、かなりの時間がかかるはずだからである。われわれは船で出かけた。船にはボートをつけて、立派な花輪を二つ載せた。花輪のうち一つは皇帝陛下から賜ったもので、もう一つは大使からのものである。しかし、ボートに波がかかり、花輪とリボンが濡れてしまった。墓地の入り口の前には、わが国〔ロシア〕の戦没者たちに敬意を示すために、陸海軍の部隊がすでに待機していた。墓地の記念碑と共同墓地のところには、日本の将校たちや、県知事をはじめ長崎の役人たちが大勢集まっていた。日本の婦人たちも来ており、先頭には県知事夫人がいた。長崎在住のロシア人も幾人か来ており、そこに日本人信徒たちも一団となっていた。大使が到着すると奉神礼が始められた。わたしとともに奉神礼を執り行なったのは、大使館付司祭のペトル・ブルガーコフ師、日本人とロシア人の信徒のために働いている長崎のアントニイ高井神

父、リヴォフスキー輔祭、このために大阪から来た副輔祭モイセイ河村〔伊蔵〕である。まず、「主よ、救いたまえ」が歌われるなか、聖水による清めの儀式を行ない、その後、戦没者たちの教会葬が行われた。歌ったのはブルガーコフ師、リヴォフスキー、長崎在住のバスのゾズーリヤの三人である。福音経が読まれたあと、わたしは短い弔辞を述べた。葬儀の始めに信徒にも信徒でない者にもろうそくが配られた。連禱エウケムヤの際には、追悼のために戦没者全員の名前が一度読みあげられた。「永遠の記憶」が歌われた際、追悼の空砲が三度鳴らされた。奉神礼が終わると、花輪が墓に捧げられた。最初に皇帝陛下の花輪、つづいて大使の花輪、日本の陸海軍省の花輪、東郷元帥やさまざまな将校たち、軍人たち、民間人たちの花輪が捧げられ、墓はすっかり花輪で覆いつくされた。それから大使と日本人たち全員は、ロシア人戦没者を追悼して仏教式の法要を行なうため、礼拝堂に向かった。墓のところで仏教の儀式はしないでほしいと言ったが、寺で行なわれる法要まで禁じることができなかった。この法要のために、長崎じゅうの坊さんが集まってきたようだった。わたしは正教の葬儀が終わったあと、墓地からアレクサンドル・アレクセーヴィチ志賀を

訪ねた。かれはかつて外務省でロシア語の通訳をしていた人である。一時には領事館で大使が用意した軽い食事を取った。六五人の客が集まっていた。食卓でわたしのそばに座っていた寺内〔正毅〕陸軍大臣の副官に、わたしが墓地で述べた弔辞を大臣にも知らせたいから、原稿の翻訳をくれないかと頼まれたので、わたしは喜んで送ると約束した。食事のあと、みなで集合写真を撮った。：夜九時四〇分に長崎を出発した。

とある。⁽⁸¹⁾こうして、ニコライの発案から始まった日本海沿岸部に漂着、回収されたロシア兵の長崎市への一括埋葬は終了したのである。⁽⁸²⁾

その後もニコライは日本で埋葬されたロシア兵の戦没者のための慰霊祭を行っている。⁽⁸³⁾また、彼が奔走したこのような努力ははるか彼方の政府、教会にも届いたようだ。⁽⁸⁴⁾

その後、明治四四（一九一一）年四月になって、愛知県豊橋市の墓地も管理上の問題から長崎へ改葬してはどうかと日本軍からの提案を受け、ニコライは賛同している。⁽⁸⁵⁾こうして、同年六月には、豊橋市と静岡市の遺骨が長崎に改葬されている。彼の日記には、

【資料23】

長崎のアントニイ高井〔万亀尾〕神父が手紙をよこし、むこうに移送されたわが国の捕虜、すなわち豊橋の兵卒二名、静岡の将校一名の遺骨は、大記念碑近くの墓に礼を尽くして葬られたという。こうして、いまや日本で没した我が国の捕虜は全員、三つの場所で眠っていることになる。長崎、松山、大阪近郊の浜寺である。主よ、天の国にてかれらを安んぜしめたまえ！

とある。⁽⁸⁶⁾こののち、彼の日記には、ロシア兵の墓地に関する記事は見られなくなる。明治四三（一九一〇）年末頃から体調を崩した記述が増加するが、同四五（一九一二）年二月一六日死去。七五歳であった。

おわりに

以上のように、本県には、七体のロシア兵の遺体が漂着、回収され、埋葬された。そして明治四二年の夏頃に遺骨が発掘され、長崎市へ改葬された。つまり、本県にはロシア兵の

遺骨は存在しないことになる。この遺骨の改葬、他府県のロシア兵の遺体との合葬は、日本政府とロシア政府の間に思惑の違いはあったものの本質的な部分での一致を見たために実現できたのである。そしてその立役者はニコライ主教であり、そのきっかけを作った地は美保関沖で回収後、わずか数年で埋葬地が特定できなくなっていた本県境港市であったのである。

本県では、岩美町田後のかつてのロシア兵の埋葬地に、同町出身の澤田廉三により、記念碑及び顕彰碑が、また同じ岩美町小羽尾にもかつての埋葬地近くに平成六年五月に記念碑が建立されたことは冒頭でも触れたとおりである。一方、岩美町は昭和六三年から五年毎に慰霊祭を行っている。

長崎市稲佐町のロシア人墓地については、昭和一五（一九四〇）年、野口孝国により、「露西亜墓地墓碑銘」が作成され、昭和六〇（一九八五）年には、竹内光美・城田征義が、整備されたロシア兵墓地の情報を詳細に記している。⁽⁸⁷⁾ただ、悟真寺の境内にあるロシア人墓地は、昭和二〇（一九四五）年八月一日の空襲で一部破壊され、同月九日の原爆投下により、悟真寺そのものが倒壊、墓碑も爆風で飛ばされる等多大な被害を受けた。悟真寺は昭和三四（一九五九）年に再建された

ものの、ロシア人墓地は荒れるにまかされたままの状態であった。今日のように整備されたのは、ロシア海軍創立三百周年を機に平成八（一九九六）年になってからである。しかし、戦争による被害と長年にわたる荒廃で多数の墓碑が消滅しているという。竹内光美・城田征義による調査でも鳥取県から改葬されたロシア兵に関する情報はない。

- (1) ただし、明治三七～三八年にかけて日本で死亡したロシア兵の記録は、資料によって相違がある。『ロシア戦士の墓』三三～三四頁によれば、死亡者総数について、ロシア側の資料には四六二名とするものと四六四名とするものがあり、日本側の資料にも次のような二通りの記録が残っている。陸軍省編纂『明治卅七八年戦役陸軍政史』第八卷（陸軍省、一九一一年、【復刻版】湘南堂書店、一九八三年）附表第一其二「俘虜収容員数表」によって俘虜収容所死亡者＋その他の死亡者（含漂流者）を集計すると四六九名となり、陸軍省編纂（『軍事機密』明治三十七八年戦役統計）（陸軍省、一九一一年、【復刻版】東洋書林、一九九五年）第二十三編第二十一「露国陸軍俘虜内地死亡」によって陸軍俘虜死亡者＋海軍俘虜死亡者＋漂着者（氏名不詳）を集計すると四五四名となる。また、『ロシア戦士の墓』の著者が日本各地の墓碑等を実地検証した結果は四六三名だという。
- (2) 岡崎秀紀「―島根と世界史を結んだ日露戦争―日本海海戦で島根県沿岸に漂着したロシア兵」（『島根県高等学校教育研究連合会研究紀要』、二〇〇四年）。
- (3) 佐賀省三編『上道村雑記』（自費出版、一九七九年）「海難、その他」の項には、「明治三十八年には露国海軍兵の漂流などがあったのである。」とある（一七九頁）。この他、『境港

昔と今』（境港市、一九八四年）「社会」編、三 明治時代の戦争と郷土、「日清日露の戦争」の項（一〇六頁）には、「なお、日露の興廢を決した三八年五月二八日の日本海海戦時には、弓が浜や出雲地方には砲声がとどろき、ロシア兵の死体が漂着したと伝えられている。」と記載があり、これは、全く同文が『境港市史』上巻（境港市、一九八六年）第一編自然と沿革、第一〇章 軍事、第二節 明治期の戦役と郷土、二 日清・日露の戦争と郷土、（二）日露戦争と郷土部隊（六二九頁）にも載る。

- (4) 『ロシア戦士の墓』の編著者であるヴィタリー・グザーノフ＝鈴木正久は、この「日本海沿岸に漂着せるロシア海軍々人埋葬状況」（二四九～二五〇頁）の出典を明記していないが、山口県、新潟県、青森県、新潟県…」の配列及び漂着人数の七一名という数は、防衛省防衛研究所蔵『明治三七～三八年戦時書類 卷二一六 露国海軍軍人改葬一件』（以下『改葬一件』と略）五七六～五八八頁に見える並び及び人数と全く同じものである。この一覧は、明治三八年四月二日付で海軍省副官からロシア海軍事務官ヴォスケレンスキーに宛てた書簡の添付資料として提出されたものが初出で、以後、この一覧が日本国内におけるロシア兵漂着一覧のスタイルとして定着し、他の報告書にも若干の文字の加除は見られるが、ほぼ同じ一覧がいくつか見える。鈴木もこの一覧を参考にした

ものと思われる。ただ、同書五九二～五九三頁には、日付は不明だが、明治四二年三月付、海軍省副官海軍大佐野間口兼雄から露国海軍事務官海軍大尉ウオスツクレセンスキーに宛てた書簡に取調結果を別紙の通り送付するという内容の公文書が載るが、別紙が残らない。おそらく、四月二日付の一覽と同内容のものであつたらうと推測される。

(5) 『改葬一件』五九六～五九七頁。

(6) 国立公文書館所蔵『警保局長決裁書類・明治四二年』中には、「沿海庁府県長官へ照会案」と題する案文が掲載される(六三～六四頁)。

(7) 同右書九三～九四頁。

(8) 『改葬一件』五八五～五八六頁。

(9) 『岩美町誌』(岩美町、一九六八年)三八四～三八五頁。

(10) 『田後村郷土調査』には、

外国人死体漂着ノ事 明治三十八年六月十六日午後五時頃田後村船夫出漁ノタメ陸地ヨリ凡ソ十五六里沖合ニ於テ漁業シ翌十七日帰航ノ途正午十二時頃陸地ヲ距ル凡ソ十里ノ沖合ニ於テ本村吉田定蔵山根三蔵ノ兩名共同死体発見見揚婦港ス警察官検視ノ上仮埋葬セリ其ノ死者ノ遺留品ハ左ノ如クテ露国軍人ナリ 所持品 一、金貨大小拾八枚 一、銀貨大小七枚 一、紙幣一枚 一、卷烟草入蓋付一個 一、

✦ノ銀製ノモノ壹ヶ 埋葬地鴨ヶ磯

とあり、『岩美町誌』及び『日露戦役岩美郡誌』の記述と若干の文字の異同が認められる。

(11) 澤田廉三『随感随筆』(牧野出版、一九九〇年)、「三愛碑」(二二一～二二二頁)。

(12) 堀英明編『詳解田後史年表 方言集 論説』(私家版、一九九二年)一四九～一五二頁。特に一五一頁註九及び一五二頁に生前の吉田政平氏からの聞き取りを詳細に記録している。

(13) 同右書一四九頁。西法寺には、表題に『第三号 過去帳 参卷』と墨書された過去帳があり、平成二三年五月二〇日に西法寺の山名法道住職立ち合いのもと当該箇所を閲覧したところ、「明治三拾八乙巳歳 二十人」の項目の中に「旧五月十五日 浄立 田後吉田政平仏ヶ右ハ露国士官対馬海戦々死者漂流」と記述があつた。注(12)の堀も過去帳の記述を載せるが(一五〇～一五一頁の註五)、若干記載文字が異なる。この他、山名住職によれば、「浄立」という法名は、「浄土へ立つ」という意味で付けたのだろうとのことであつた。また、六月一六、一七日に相次いで、漂流中の遺体を引き上げた山根三蔵、吉田政平(堀前掲書一四九頁によれば、本名は定蔵)の兩人とも、岩美町岩井の西法寺の檀家だが、吉田が熱心な浄土真宗の門徒であつたために、「吉田政平仏ヶ」と吉田家の仏として扱ふこととしたのだろうということであつた。ちなみに山根三蔵が引き揚げた遺体は、西法寺の過去帳には法名等

も含め記載が見られない。

(14) 『鳥取新報』明治三十八年七月四日付三面には、

露兵の屍体分明 客月十七日岩美郡田後村沖合に於て同村漁夫の引揚たる屍体は其筋に於て遺留品に依り鑑定の結果衣裏に金品を納め居りたるものは露国ペーテルブルグ市ポタローフスカヤ広場第一〇六番戸第六号「ニコライ、ズミツリエフ」の屍体なることを推定せられたりとある。

(15) 岩美町浦富在住の油浅郁夫氏及び浦富にある定善寺の谷本伸雄住職の御教示による。なお、平成二三年五月二十七日、油浅氏が谷本住職とともに同寺が保存する過去帳を調べた結果、ロシア兵に関する記述は見られなかったとのことであった。また、田後地区の住民の檀那寺は、岩井地区内の寺院の他、浦富地区の定善寺である。

(16) 『東浜史誌』（東浜史誌刊行委員会、一九五九年）。

(17) 『新修岩美町誌 下巻』（岩美町、二〇〇六年）「第四章近現代、第七節日清・日露戦争」（九三八頁）には、「また、この時（注…日本海海戦を指す）、ロシア兵の遺体が漂着しているのを漁師が発見するという事件があり、警察が検視を行っている。その遺体を陸上や田後に埋葬したことが縁で岩美町では、ロシアとの合同の慰霊祭が行われている。」とだけ記している。

(18) 堀前掲書一四九～一五〇頁には、「ところで、岩美町には、

田後のみが該当するのであろうかと他の旧村を調査してみたところ、これはどうやら沖合を漂流中の遺体ではなくて、文字どおり海岸に漂着したと考えられる人の記録が発見されたのである。それによると岩美町大字小羽尾の海岸で海戦後約一ヶ月を経て村民が発見され、その遺体も田後の場合と同じく村民に手厚く葬られていたことが推察されるのである。既に岩美町大字陸上にある隣海院で、その仏に戒名が付けられていたからである。戒名を「露山忠白信士」と言う。過去帳には、「新曆六月二十六日外国人トシテ小羽尾一種墓地へ埋葬ス」とあり「露国ノ水兵ナラン」と記録されている。恐らくは、その死を哀んで、住職が成仏を願い銘名したものであろう」と記されている。

(19) 鳥根県の場合、ロシア兵の回収、漂着に対する対応についての公文書が残る。例えば、弓浜半島に近い八束郡役所が出した文書は、

八束郡訓令兵第一九号

片江村役場

沿海ニ於テ拾揚ケタル敵ノ屍ハ仮埋葬ノ際被服ノ徽章其他所持品等後日ノ証憑トナルモノヲ保存シ且ツ為シ得レハ埋葬セラレタルモノノ隊号階級等ヲ識別シウル如キ処置ヲ取り、詳細ニ報告スベシ

明治三十八年五月三十一日

八束郡長 村上寿夫

とある(『美保関町誌 上巻』(美保関町、一九八六年)五〇六頁)。

ところで、郡役所からは沿岸各市町村に対して矢継ぎ早に指令が出されている。同右書には、宛先の片江村役場と発信元の八束郡長名を省略して、

八束郡訓令兵第二〇号

露国海兵ハ「パスポート」ト称シ、身分ニ関スル証明書ヲ有シ、最モ大切ニスヘキモノニシテ是ニヨリ其乗組ノ艦名判明スヘキ性質ノモノニ付、若シ露兵ノ死体漂着スル時ハ埋火葬ニ先タチ所持品ヲ調べ、右ノ如キモノアラハ可成速ニ訳読ノ手續ヲ講スヘシ

右訓令ス

明治三十八年六月一日

八束郡訓令兵第二一号

敵ノ屍ヲ沿海ニ於テ拾揚ケタルトキハ仮埋葬前歩兵第二十一連隊補充大隊ヘ速達ノ方法ヲ以テ通報スヘシ

右訓令ス

明治三十八年六月一日(以上『美保関町誌 上巻』五〇六

頁)、

八束郡訓令兵第二二号

沿岸ヘ漂着セシ敵ノ端舟及艦船附着物并ニ其他ノ物品アルトキハ其役場ニ於テ保管シ物品ノ名称数量等詳細報告スヘシ

明治三十八年六月三日(『美保関町誌 上巻』五〇六、五〇七頁)、

八束郡訓令兵第二三号

敵ノ屍漂着シ仮埋葬ヲナシタルトキハ其費用ハ海軍省経理局長ヘ請求スヘシ

明治三十八年六月八日(『美保関町誌 上巻』五〇七頁)。

と四つの訓令を引用している。

このほか、明治三十八年六月一日付『山陰新聞』には、

敵死体の処置について 本県沿岸に打上けたる露兵の死体は仮埋葬の際被服の徽章其他所持品等後日の証憑となるものは之を保存し且為し得れば埋葬せられたるもの、隊伍階級等を識別し得る如き所置を執り詳細に報告すべき旨 本県知事より県下沿岸の島司各郡長へ一昨日訓電を發せられたり

と、五月三一日付で八束郡長から出された訓令兵第一九号とほぼ同じ内容の記事が載る。ロシア兵の遺体の回収、漂着に対して事前に周到な準備がなされていたことがわかる。本県には、ロシア兵の回収、漂着に関する具体的な対応方法を記載した資料は残っていないが、様々な資料の記載をみると島根県と同様の指令が出ていたものと思われる。

- (20) 平成二三年五月二〇日、隣海院の小原大忍住職立ち合いのものと同寺に保存されている『明治廿八年二月 日 過去簿』を閲覧した。この過去帳中「明治三十八乙巳年 式拾六世代」の項目の中に「露山忠白信士 六月廿六日 五月廿四日 外人トメ小羽尾一種墓地へ埋葬ス五月廿七日日本海大海戦ノ節露国ノ水兵ナラン死躰着」と記述がある。その他、岩美町へロシア大使館の職員が定期的に慰霊祭に訪れるようになってから、表面に「露山忠白信士」、裏面に、「明治三十八年五月二十四日 五月二十七日日本海大海戦ノ節露国ノ水兵ナラン」と記載された位牌を作成し、同寺の位牌堂に祀つてある。
- (21) 隣海院の小原住職の話では、小羽尾の共同墓地は、山陰線の敷設に伴い分断されてしまい、本来の埋葬地は現在の線路の下になっているだろうとのことであった（平成二三年五月二〇日、著者の聞き取りによる）。
- (22) 石碑の表面には、「平成六年五月」とある。平成六年六月一日付『日本海新聞』二〇面に石碑建立に関する記事が載る。

- (23) 平成二三年五月二〇日、著者は【資料3】を含むロシア兵の回収、漂着に関する公文書が保存されていないか、岩美町役場の文書庫を調査したが、該当する資料は確認できなかった。

- (24) 堀前掲書一四九頁には、「戦後ロシアとの和平が成立した後、この二人の将兵の親族と覚しき人たちがやって来て遺骨を彼等の故国へ持ち帰ったと伝えられている」とある。また、同書一五一頁掲載の「註6 遺骨の故国帰還について」には、「日露講話条約締結（明治三十八年九月）後、一年か、それとも二年後かは不明であるが、（警察に問い合わせたが資料なし）その遺族と思われる婦人一名と、男性二名：多分外交官的身分をもった人であったであろうと伝わるが、遺骨を故国に持ち帰った。これらの人達はすでに白骨化していた死体を掘り出すと、二枚の唐人袋に入れて、目方を計り持ち帰ったという。多分、ロシア人といえども、体の大きな人であれば、それほどでもない人も居ようから、二体の人達のいずれかを目方で識別したものと推察される」とある。

- (25) 注(3) 参照。
- (26) ニコライに関する書籍や論文は、膨大な数のものがあるが、生涯について簡易なものとしては、左のニコライの日記の全訳を監修した中村健之介『宣教師ニコライとその時代』（講談社現代新書、二〇一一年）が挙げられる。

(27) 中村健之介監修『宣教師ニコライの全日記』第八卷(教文館、二〇〇七年)三四一頁(以下『日記』八巻と略す)。

(28) 「ヤーコフ、ミハイロフ、ビーヨシカ」が搭乗していたとする「カムチャツカ」号の沈没については、明治三八年六月一日付『鳥取新報』をはじめ、後日付の同紙に散見する。

(29) 注(19)参照。平成二三年六月一日、著者は、境港市役所内の文書庫及び境港市史編さん室が保存する境町時代の資料を調査したが、ロシア兵に関する公文書は確認できなかった。

(30) 境港市史編さん室所蔵、明治八(一八七五)年作成の『字限絵図面』中には、「六十五番字申場」として当時の詳細な土地の分筆状況がわかるが、この中には「墓地」の記載はない。一方、小泉憲貞『境港沿革史』(自費出版、一九一五年)中「第三十九項 雑纂集」、「其三十四、境町に墓地六ヶ所」とあり(一七三頁)、その筆頭に「字申場二千五百八十六番但し明治二十三年四月十七日合筆願許可」とあり、末尾に「(明治三十年三月八日著者取調)」とある。申場に墓地がある記載として最も早い時期を示している資料である。申場に墓地が設けられたのは、明治八年から同二三(一八九〇)年までの間であることがわかる。しかしながら、ニコライの日記(『資料11』)によれば、ロシア兵が埋葬された場所は「一般の市の墓地ではなく、伝染病患者の葬られている墓地だった。」としている。境町に伝染病院が建設されたのは、明治

三三(一九〇〇)年一〇月である(前掲『境港沿革史』九四頁。ただし、境町のどこに建設されたのか記載がない)。一方、『境港市史 上巻』五三二頁に境町三代目町長を務めた「山本熊吉」の履歴紹介の中で、「同年(注・明治三十三年)花町に伝染病院(五棟、二〇六坪余)を建設した」と記述がある。また、境尋常高等小学校が昭和一一(一九三六)年に作成した『郷土調査』、「第二章 衛生」、「第一節 衛生施設」には、「一避病院 米川病院 岬町より米川町に移転、昭和三年四月三十日竣工す。：昭和六年十一月二日付を以て境町及び上道村、外江村一町二村の組合使用認可、以後組合病院として使用す。医師は専属医を置かず各患者の診療医として使用す。：二火葬場 米川町に設置 工事費二千元。昭和十一年九月七日付認可。」とある。同様の内容は、『境港市史 上巻』五三七頁の境町一代町長「稲賀龍二」、二代町長「足立正」の項目にも見える。境町伝染病院がいつ花町から岬町に移転したのか、また境町伝染病院と昭和三(一九二八)年に建設された米川病院と直接的な関係があるのか、資料的な制約もあり明らかにできない。その他、境町伝染病院が置かれた花町も米川病院の移転前の所在地である岬町も場所は境町の東部、台場付近である。『境港沿革史』には、墓地に関する記載がないため、病院の敷地内には墓地はなく、時期は特定できないが、明治八年から二三年までのあいだに墓地に

指定された申場を利用するようになったのかもしれない。この他、明治二〇年代にほぼ全ての市町村役場で作成された「字限絵図」の境町のを始め、明治半ばから昭和初期にかけての詳細な境町の図面が現存しないため、病院の位置の変遷や墓地の設立、移転などの変遷の追跡を困難なものとしている。

- (31) 平成二三年六月一〇日、光祐寺の福嶋法爾住職立ち合いのものと同寺に保存されている『過去帳 第二号 自弘化元年至昭和五十七年』を閲覧した。福嶋住職の話では、光祐寺は元來松ヶ枝町にあったものが、昭和一〇（一九三五）年の大火及び昭和二〇（一九四五）年の玉榮丸爆発事故で全焼し、現在の馬場崎町に移転してきたとのこと、過去帳も二度にわたる災害で焼失。現在残る過去帳は、檀家が所持していた位牌や断片的に残った記録から先代住職が再現したもので、決して完全な過去帳ではないとのことであった（平成二三年六月一〇日、著者の聞き取りによる）。

(32) 本資料の存在については、大山町教育委員会教育研究所の杉谷安也女所員の御教示による。

(33) 福留兼子『郷土史福尾』（自費出版、一九六八年）二二二頁。

(34) 同右書二七二～二七三頁。

(35) 同右書の「はしがき」。

(36) 平成二三年五月二七日に大山町役場大山支所で行った著者の

文書庫調査による。

- (37) 大正二（一九一三）年、足羽昇一郎により編さんされた『精華校編 所子村誌 第一号』（大山町立大山西小学校蔵）、昭和一一（一九三六）年に編さんされた『郷土資料調査』巻三七「所子村」（鳥取県立図書館蔵）の両書ともにロシア兵の漂着に関する記載はない。

(38) 注（12）参照。

(39) 【資料14】には「塩汲場」とあるが、福尾地区の区有文書群に含まれる明治二五（一九一二）年作成と思われる地籍図には「汐汲場」とある。また、福留前掲書の目次の後に付される「鳥取県伯耆国汗入郡所子村大字福尾村全図」は、右の地籍図を利用したものと推測されるが、「二拾七番字汐汲場」としている。

(40) 平成二三年五月二七日に著者が行った福尾部落内で行った聞き取りによる。また、聞き取りに応じてくれた福尾地区の方々はいずれも年配の方が多かったが、ほぼ全員がロシア兵の漂着についての話を知っていた。親族内での口伝、または福留前掲書の影響が大きいものと思われる。

(41) 平成二三年六月九日の著者が行った調査による。

(42) 平成二三年五月二七日、大山町国信地区にある神宮寺の過去帳の調査を小林貞彦住職立ち合いのもと行った。『明治卅四年六月吉祥日 過去帳 第八号 十四世黙仙誌』と表題のあ

る過去帳の明治三八年部分を閲覧。

(43) 岡崎前掲論文一三頁。

(44) 平成二三年六月九日、黒住教大山教会所長の許可を得て、大山町福尾地区にある同教会所が所蔵する霊璽原簿（仏教の過去帳に当たる）を閲覧。

(45) 岡崎前掲論文「八 その他漂着品」一三頁。

(46) 陸軍省編『明治三十七八年戦役俘虜取扱顛末』（有斐閣、一九〇七年、以下『俘虜取扱顛末』と略す）。この他、愛媛県松山市内に開設された捕虜収容所に関する書籍を始め、日露戦争時に日本各地に開設された捕虜収容所に関する書籍は多数ある。

(47) この間の事情については、『俘虜取扱顛末』、「第四章 日露両国俘虜ノ帰還」、第二款「露国俘虜ノ引渡」に詳しい。

(48) 広瀬健夫「日露戦争における日本兵捕虜についての一考察」（『信州大学人文科学論集』二二、一九八八年）一四四～一四六頁。

(49) 『日記』八巻では、日露開戦時からのニコライの動きが詳細に追える。

(50) 同右書五三頁。「一九〇四年三月二七日（四月九日）、聖土曜日」の条には、

月曜朝に松山のが国の捕虜と負傷者のところへ出発するつもりですつかり準備を整えた。ところが、きょう突然、

朝の奉神礼の途中にアンドレ氏（注…フランス副領事で、第二通訳官）が来て、ちょっとお話がありますと言う。かれが言うには、フランス大使から、わたしの旅行をやめるよう言われてきたのだという。外務大臣の小村男爵が許可しない。「危険である」というのだ。いかんともなし難い。従うほかなかった。用意したものはすべて、フランス大使館を介して、かわいそうな病人と捕虜たちに送ってもらうことにした。かれらに直接会って慰めてやりたい気持ちはやまやまなのだが。

とある。当時日露戦争開戦から二月ほどしか経っておらず、ロシア人が日本国内を旅行するのは危険と判断されたのは当然である。

(51) 防衛省防衛研究所所蔵『明治三十九年「満大日記」五月上』（五八七～五九六頁）、「露国正教会会長「ニコライ」全国俘虜収容所訪問の件」。なお、『日記』八巻の当該期間を見ても（一部欠落時期あり）、ニコライが日本政府に対して、全国の捕虜収容所訪問を希望したとの記載は見られない。一方、『日記』八巻二二五頁。「一九〇五年一〇月六日（一九日）、木曜」の条には、

フランス大使館より電話で知らせを受けた。「日本」の外務大臣が、あなたの捕虜訪問を許可しました。ただし、出発の二、三日前には外務省に、いつ、どこの場所

に行くつもりか、知らせるようになっていうもの」。そのあと Mr. André が来て、同じことを言った。

とあり、日本の外務大臣からの捕虜收容所訪問の許可が下りたのは、日露講和条約公布直後の明治三十八年一〇月一九日になってからである。この日以降、ニコライのもとをロシア兵捕虜が頻繁に訪れる記事が彼の日記に現れる。

(52) 『日記』八卷三二五～三二六頁。「一九〇八年五月二二日(六月四日)、木曜」の条から「同年五月二七日(六月九日)、火曜」の条。これによれば、松山滞在は六月六日から八日であった。

(53) 同右書三〇六頁。「一九〇八年四月一八日(五月一日)、光明週間の金曜」の条には、

一昨日横浜の公使館付陸軍武官サモイロフのところに行つたとき、かれは言った。日本の陸軍が日本に葬られているロシア人捕虜を一箇所に移す予定だというのだ。かれらの墓地をきちんと維持し、尊厳を守るには、そのほうが都合がいいというのだ。これまでも二度、この件についてサモイロフと話したことがあったが、サモイロフはこの件について、わたしの見解はいかんと尋ねた。わたしは「可」と答えた。横浜に葬られているわが公使ダヴィドフは、ロシアへ移すため墓から掘り出されたことがある。捕虜たちを、できれば松山と浜寺の二ヶ所に集めるため掘り出していけないことがあるか。そこは、かれらを追善するため

に建てられている(松山と大阪に)会堂に近いから。現在かれらの墓はちょうど二五カ所に分散している。じつさい、それらの墓がきちんと保全されるよう目を光らせるといつて、どうやってするのか、陸軍省の配慮に感謝せねばならない。

きょう、三四人の捕虜が葬られている習志野に行つて、かれらの墓を見てきた。墓地は森の中にあり、三四の記念碑が二列に並んでいた。下士官たちは高さ三フィートの祈念碑、兵卒は二フィート二インチの祈念碑のようだ。どれもみごとに磨かれた石でできていた。三面に碑文が刻まれている。すなわち、表に位・姓名、裏面に所属の部隊名、第三面に死亡年月日。祈念碑はみな、二枚の四角形の敷石の上に据えられている。墓地には囲いが施されており、整然と維持されている。おそらく、どこの地でも軍当局がわがロシアの捕虜の死亡者には同じようにしているのだろう。しかし、いつまでもそのように保たれるだろうか。もし、教会近くの二カ所に集められるならば、永久に保全されるのが保証される。実現されるよう努める。

とある。また、同右書三〇六～三〇七頁。「一九〇八年四月二〇日(五月三日)、フォマの日曜」の条には、

午前中、公使館付武官のヴラヂーミル・コンスタンチノヴィチ・サモイロフ大佐に手紙を書いた。亡くなって葬ら

れているロシア人捕虜全員を集めるといふ、日本の陸軍省の提案を受け入れ、一カ所に集中するのではなく、松山と浜寺の二カ所にするようお願いしてもらいたいとある。

(54) 同右書三一五〜三一六頁。「一九〇八年四月二十九日（五月二日）、火曜」の条には、

サモイロフ大佐より来信があった。わが死亡した捕虜たちを二五カ所から二カ所に集める件は延期せねばならなくなったとのこと。陸軍省のかれの知人石本将軍が、かれにそう言ったという。「日本の」習慣によれば、埋葬されるから一〇年経たないと、葬られている死体に触れられない」と。そして、「現在の各収容所でそれぞれ、これまでどおりわが墓地は守られ、維持される」と請け合ったというのだ。まことに残念だ。自分で提起しておきながら、自分でやめてしまうとは。

(55) 『俘虜取扱顛末』、「第二章 露国衛生部員、非戦闘員及戦死者」、「第三款 戦死者」及び附録「第十二章 戦場掃除及戦死者埋葬規則」。なお、この「戦場掃除及戦死者埋葬規則」は、陸達第一〇〇号として、明治三十七年五月三〇日に發布されている。

(56) 外務省外交史料館蔵『露国軍人埋葬関係雑纂』。この簿冊は

明治三十七年六月一日から同四二年五月一七日まで、日本国内だけでなく、満州などでのロシア兵戦没者の埋葬の記録を収める。

(57) 『日記』八卷三三三六頁。「一九〇八年七月二十八日（八月一日）、月曜」の条。ニコライはセルギイ座下とともに東京を出発、翌日、広島、宇品経由で夜中の一二時に松山に到着した。

(58) 同右書三三八頁。「一九〇八年八月五日（二十八日）、火曜」の条。

(59) 日本政府は、明治四二年九月のロシア兵遺体改葬の際にロシア政府へ報告した日本海沿岸部に漂着、回収されたロシア兵の遺体の総数を七一名としている。内訳は、山口八名、新潟一一名、青森二名、長崎一名、京都二名、秋田一名、福井二名、石川一〇名、富山一名、鳥取七名、島根二六名である（『改葬一件』五七六〜五八八頁及び本稿注（4）参照）。この内、島根県は全てが隠岐島である。ただ、島根県には、実際にはこの数を上回る数の遺体が埋葬されていることは岡崎の論考が明らかにしている。

(60) 『日記』八卷三四三〜三四四頁。「一九〇八年八月二〇日（九月二日）、水曜」の条には、

ニコライ・アンドレーヴィチ・マレフスキー＝マレーヴィチ大使―いまは日光の別荘に在住―に、松山での教会堂

の建設と成聖を記した手紙を書き、送った。おそらく、大使はその件をサンクト・ペテルブルグに書き送り、あちらで皇帝陛下に報告がなされるだろう。…さらに、わがロシアの水兵たちの墓を訪れるため隠岐島に行ってきたことも書いた。この件は、大使からわが国の海軍駐在武官がそれらの地に赴いて、水兵の墓を全部探し、また墓を建てるようにとの命令がでるようにするためである。

とある。

(61) 同右書三四九頁。「一九〇八年九月八日(二二日)、月曜」の条には、

奉事の半ばにニコライ・アンドレーヴィチ・マレフスキー大使が教会に来了。…大使は言った。隠岐島のロシア人水兵の墓の周囲に鉄柵を設けるための資金を送った、現地から柵は設置されるとの返事も得たと。さらに、海軍駐在武官のヴォスクレセンスキーには、休暇からこちらへ戻ってきた段階で、かならず現地に赴いてロシア人水兵の他の墓を探しだすことになるとも言った。松山の教会堂の成聖式とわたしの隠岐島への旅について大使に書き送った手紙は写しを外務省に送ってくれたようである。

とある。

(62) もつとも、ニコライによれば、ロシア大使から日本各地に埋葬されたロシア兵の調査を命じられた海軍駐在武官はこの調

査にあまりに乗り気でない様子を書き残している。同右書三六五頁。「一九〇八年一月二十九日(二月二日)、水曜」の条には、

わが国の海軍駐在武官、ヴォスクレセンスキー海軍中尉は、わたしが八月に訪ねた多くの水兵たちの墓、対馬に向かう日本の西岸にある他の墓について調査しようとしたが、やめてしまった。どうやら、それらの墓地を調査するよう命ぜられたものの、その件であまり煩わされたくないと思っているにちがいない。「時間がない」とか「もつと費用が必要だ」などと言っている。まったく当然のことながら、そのような気持ちでは調査を成し遂げることなどはしない。まさに、そういった心持ちが全般においてわが海軍を駄目にするのだ。喉の痛みが邪魔をしていたこともあり、余計にかれと話をするのにうんざりした。

とあり、いらだちをかくさないでいる。一方、【資料1】のロシア海軍事務官海軍大尉ヴォスクレセンスキーから海軍省副官宛に送った調査依頼文は明治四一年一月中旬のものであることは明らかだが、日付が入っておらず、一月何日に出されたものなのかは不明である。よって、ニコライとの会見の後に行われたものなのか否かも不明である。

(63) 中村健之介監修『宣教師ニコライの全日記』第九卷(教文館、二〇〇七年)二三頁(以下『日記』九卷と略す)。「一九〇九

年三月四日（一七日）、水曜」の条。

- (64) 『改葬一件』五八九～五九三頁には、明治四二年三月一七日付で、日本の海軍省軍務局から同省経理局に宛てた「三十七八年戦役陣没露国海軍々人ノ墳墓ニ関スル件」と題する公文書が含まれ、

本件ニ関シ露国大使館付武官ウオスケレンスキー海軍大尉ノ依頼ニ依リ調査候処別紙之通其数尠カラサルノミナラス各地ニ散在シアリテ現在ノ俣ニ放置スルトキハ自然墓参其他ノ名義ニテ露国人ノ墳墓所在地ニ来往ヲ繁クシ從テ取締上困難ヲ来スハ免カレサルカ故ニ若シ先方ニ於テ適当ノ地ニ取纏メ改葬スルノ挙ニ出テサルニ於テハ当方ニテ之ヲ長崎海軍墓地其他適当ノ地ニ取纏改葬（氏名不明ノモノハ合葬シ紀念碑ヲ建ル等）致度とある。

- (65) 『日記』九卷二四頁。「一九〇九年三月六日（一九日）、金曜」の条。

- (66) 『改葬一件』五九二～五九三頁に載る、明治四二年三月付（日付不明）、海軍省副官海軍大佐野間口兼雄から露国海軍事務官海軍大尉ウオスケレンスキーに宛てた書簡。

- (67) 『改葬一件』、「官房第九三一号ノ二」は、明治四二年四月二日付海軍大臣斎藤実発外務大臣小村寿太郎宛公文書であるが、

明治三十七八年戦役ノ際我国ニ於テ死歿又ハ死体收容セラル露国海軍々人軍属ニシテ我国ニ埋葬シアルモノ別紙調書ノ通ニ候処右ハ墓地取締保存上一処ニ合葬候方可然歟ト存居候折柄今回長崎稲佐ニ在ル露国人墓地へ該役戦没露国海軍諸勇士ノ為メ建碑ノ挙アルヲ好機トシ右等各処ニ散在アル者ヲモ稲佐墓地へ改葬候ハハ便利ト思考致候就テハ本件ニ対スル露国大使ノ意見承知致度候条至急御交渉ノ上何分ノ御回示ヲ得度右照会ス

とある。これをうけて、同年四月八日、外務大臣から駐日ロシア大使宛てに長崎への改葬、合葬を打診する文書が送られている（『改葬一件』には、右の「官房第九三一号ノ二」に続けて案文が載る）。

- (68) 『改葬一件』、一九〇九年四月二九日・五月一二日付、駐日ロシア大使から外務大臣宛公文書（注（67）の次に載る）に、ロシア大使から、長崎への改葬・合葬に同意する文書が載る。また、外務省外交史料館蔵『露国軍人埋葬関係雑纂』に含まれる明治四二年五月一四日起草、同月一七日発遣の小村（外務）大臣から（斎藤）海軍大臣宛の文書によれば、この段階でロシア大使を通じて、ロシア政府から長崎市への改葬・合葬の件でロシア帝国政府の同意が出ている旨が記されている。さらに、防衛省防衛研究所蔵『明治四三年「式大日記一月 乾の下」』「露国俘虜改葬の件」（九九九～一〇〇二頁）

には、明治四二年五月一八日付海軍大臣齋藤実陸軍大臣寺内正毅宛公文書が載るが、

明治三十七八年戦役ノ際我国ニ於テ死歿又ハ死体收容セ
ル露国海軍々人軍属ニシテ我国ニ埋葬シアルモノ別紙調書
ノ通ニ候処長崎稲佐ニ在ル露国人墓地へ今回該役ニ於ケル
戦歿露国海軍諸士ノ為メ建碑ノ挙アルヲ好機トシ別紙調書
ノモノヲモ稻佐墓地へ改葬候ハ、便利ト思考シ外務大臣ヲ
經テ本邦駐劄露国大使ノ意見問合候処同大使ニ於テモ全然
同意ヲ表シ候趣回答ニ接シ候
とある。

(69) 『日記』九卷三九頁。「一九〇九年四月二七日(五月一〇日)、
月曜」の条には、

三時半にN・A・マレフスキー大使が来た。あちこちの
墓に散在している水兵の遺骨を長崎の共同墓地に移す件
も、また、日本で亡くなったロシア人戦時捕虜の遺骨を、
松山、そして大阪に近い浜寺という、教会がある二つの場
所に埋葬する件も、どちらも最終的に話がついたという。
日本側の海軍省も陸軍省も完全な同意を示しており、日本
の金で行なつてよいと言っている。しかしわが国の皇帝陛下
は、日本の好意に感謝の意を表しつつも、ロシアの金でやる
ようにと命じられた。

とある。

(70) 防衛省防衛研究所蔵『明治四三年「武大日記一月 乾の
下」「露国俘虜改葬の件」(九九三〜九九八頁) によれば、
五月二〇日から六月四日まで捕虜收容所を中心に視察するこ
ととなつており、さらに六月六日以降にも習志野、高崎、仙
台を、また、対馬も巡視する予定になつている。この予定通
りにサモイロフが行動したかは不明が、次注(71) からする
と予定通りの行動ではなかつたようである。

(71) 明治四二年五月二六日付『山陰新聞』には、

露国大佐の墓地視察 露国大使館付武官大佐アモイロフ
氏は卅七八年戦役の際那賀郡浜田沖に於て戦死したる露国
軍人を埋葬せし墓地視察の爲め今廿六日来浜すへき旨歩兵
第二十一聯隊へ通知ありしと

とある。注(68) で引用した「露国俘虜改葬の件」(九九三
〜九九八頁) によれば、五月二六日は松山を訪問する予定に
なつてゐる。また、鳥取県はもちろん、鳥根県も訪問予定先
として挙がっていない。さらに、明治四二年六月二日付『山
陰新聞』には、

露国俘虜合葬 三十七八年役中我が俘虜收容所に於て
死歿したる俘虜は約三百名にして其の墳墓は各師団管下に
散在するより保管祭祀上不便少なからざるにつき日露両政
府は協商して之を一二箇所に合葬する事とすべく目下露国
大使館付武官サモイロフ大佐は各俘虜の墓地巡視中なるが

四国及び九州の分は伊予松山市に、本土の分は泉州大津村の墓地に夫々合葬せらるべしと

とあり、長崎への改葬については触れていない。

(72) 『日記』九卷四六頁。「一九〇九年五月二四日(六月六日)、日曜」の条には、

駐在武官ヴラヂーミル・コンスタンチーノヴィチ・サモイロフ陸軍大佐がロシア人捕虜の墓地視察から戻った。これはいたるところで軍指導部から丁重に迎えられた。大佐は大使と日本軍の指導部の指示を得て、すべての墓地から遺骨を長崎に集め、共同墓地である石造の納骨所に埋葬するという決定を下した。松山と浜寺の大きな墓所だけはその場所に残され、さらに、それぞれの近くの墓所から、松山には四つ、浜寺には七つの墓が加えられる。

とある。なお、注(68)で引用した「露国俘虜改葬の件」(九九四〜九九八頁)にかけて陸軍次官から各師団参謀長へ宛てて、サモイロフを厚遇するよう指令が記載されている。

(73) 例えば、当時、ニコライについて、在日ロシア正教の地位にあったセルギイ座下は、ロシアでの埋葬にこだわりをみせている。『日記』九卷四七頁。「一九〇九年五月二八日(六月一〇日)、木曜」の条には、

セルギイ座下は、日本で亡くなったロシア兵の遺骨がロシアに移され、ロシアで埋葬されることを強く願っている。

日本人がロシアで亡くなった日本兵の遺骨をすべて故郷に葬ったのと同じようにしたいわけだ。まことに良い考えである。大使の前でその考えを展開すればよいだろう。大使がその気になれば実現できる。

とある。また、翌日(六月一日)の条には、

元軽騎兵で、いまは大使館に勤めているミハイル・ペトロヴィチ・マトヴェーエフが、宣教師の図書室に本を借りてきた。セルギイ座下とわたしは、日本に埋葬されているロシア兵の遺骨を故郷に戻すという、きのうの考えをかれに話した。自分も兵士であったかれはこの考えをたいへん気に入る、大使に話してみると言ったが、うまくいくかどうかについてはあまり期待していないようだった。それには莫大な金がかかるだろうから。

とある。さらにその翌日(六月二日)の条には、

セルギイ座下は、各地の墓地から長崎の共同墓地に移されることになっているロシア兵の遺骨を、ヴラヂヴォストークに移送してロシアに葬る件について、大使を説得しようとして訪ねていった。ところがどうだろう！セルギイ座下は大使の外交官らしい巧みな話術ですっかり煙に巻かれ、気の毒に、要領を得ないまま戻ってきた。

とある。なお、セルギイ座下については、伊藤慶郎「日本の府主教セルギイとソビエト下のロシア正教会」(『基督教研究』

第七〇卷第二号、二〇〇八年)に詳しい。

(74) 『日記』九卷四八頁。「一九〇九年六月四日(一七日)、木曜」の条。

(75) 防衛省防衛研究所蔵『明治四三年「式大日記一月 乾の下」「露国俘虜改葬の件」(一〇〇〇〜一〇〇一頁)。また、『改葬一件』明治四二年五月一八日付、官房第九三二号ノ五、海軍大臣発内務大臣宛の公文書中にも若干の文字の異同はあるものの三条からなる「改葬ニ関スル取扱手続」が載る。

(76) 岩美町の田後の場合については、注(24)を、大山町の福尾については、【資料14】を参照のこと。一方、岩美町の小羽尾及び境港市では遺体の掘り起こしについて明確な記載は見出せなかった。境港市では境尋常高等小学校が作成した『明治四二年度 学校日誌』も閲覧したが(平成二三年六月一〇日の著者の調査による)、当該記事は確認できなかった。

(77) 外務省外交史料館蔵『陸海軍墓地及埋葬関係雑件 外国ノ部露国ノ部』四四八頁。

(78) ちなみに島根県では、七月半ばと八月上旬の二度にわたり、長崎市へ遺骨の発送が行われていることが確認できる。例えば、明治四二年七月二二日付『山陰新聞』には、

露国軍人遺骨護送 三十七八年戦役の際における露国軍人死体改葬のため露国(注・隠岐の誤りと思われる)へ漂着死体二十一個の遺骨は去十六日巡査一名付添へ隠岐島

庁へ護送せしか昨日午前七時島庁より若宮丸船長に引渡したり同船は佐世保鎮守府へ回送すべしと

とあり、また同年八月六日付『山陰新聞』にも

露兵の遺骨発送 日本海々戦の際那賀郡江津村沖に於て沈没せし露艦イルチツシユ号乗組死者二名の死体は其当時仮埋葬せしが今回之れを發掘して長崎に合葬することとなり歩兵第二十一聯隊より一昨日長崎へ向け発送したりとある。島根県に埋葬されたロシア兵の数は、注(59)の政府が把握した漂着、回収遺体数は、島根県の場合二六体とされている。この他、島根県の状況を調べた岡崎は、総数を三十四体とする(同氏論文二四〜一六頁)。一方、明治四二年七月二九日付『山陰新聞』には、

露兵の屍体 過般の日本海々戦の結果本県沿岸に露兵死体の漂着せしは総数五十四名に達し内隠岐国沿岸に漂着せしは四十五名なりしと

という記載がある。各資料が述べるロシア兵の遺体の総数の齟齬の原因はよくわからず、また、どれが正確な数なのかも不明である。ただ、『山陰新聞』が伝える長崎への遺骨の総数は七月、八月分あわせて二三体で、島根県知事からの報告をもとに作成した報告の数(二六体)ともあわない。ちなみに岡崎は、島根県下に漂着した遺体が長崎に改葬されたことについては一切言及していない。この他、外務省外交史料館蔵

『陸海軍墓地及埋葬関係雑件 外国ノ部 露国ノ部』四二六頁、明治四二年八月三日付、官房第九三一号ノ三二、海軍次官加藤友三郎發外務次官石井菊次郎宛公文書には、

日露戦役死歿露国海軍々人ニシテ長崎ニ改葬スヘキモノノ内我海軍ノ手ニ於テ取扱ヒタル八十一名ノ遺骸ハ本月二日佐世保鎮守府參謀長大城大佐ヨリ在長崎「サマイロフ」大佐へ全部引渡方無滞相濟候旨報告ニ接シ候間此上ハ御諒知相成度右通報ス

とある。『日記』九卷四八頁。「一九〇九年八月四日（一七日）、火曜」の条には、

夕方、ニコライ・アンドレーヴィチ・マレフスキー大使が言うには、長崎ではすでに、日本各地に埋葬されていたロシア兵士の遺骨がすべて集められ、納骨所に収められたため、かれらの甲いをするため（かれらの多くは教会葬をしないまま埋葬された）長崎に行き、記念碑にも成聖をせねばならない。大使は、わたしがもうじき新しい聖堂の基礎を聖別するため大阪に行くのと知ると、わたしの大阪行きと長崎行きを同じ時期に合わせてもよいから、いつ長崎に向かえばよいかをしらせてほしいと言った。そうすれば、わたしは先に大阪に寄って聖堂の基礎の聖別を行なつてから、大使とつれだつて長崎へ向かうことができる。

とあり、同年八月一七日には日本各地のロシア兵の遺体が全

て集められたとある。

(79) 『日記』九卷六四頁。「一九〇九年八月六日（一九日）、木曜」の条に、

教会を出てから、自分の部屋でサマイロフ駐在武官に会つた。かれが言うには、大使はこの前わたしと話をしたとき、よく知らなくて間違えたのだそうだ。長崎には大使が考えたほど早く行つてもしかたがなく、記念碑が完成するのは早くても一ヵ月先だという。納骨所とその装飾部分もまだ出来上がっていない。∴サマイロフは、日本各地で見つかったロシア兵の遺骨を、日本の軍当局が長崎の共同墓地に届ける際に、いかに礼儀正しく、敬意さえ表しながらそれを行なつたかについて話して聞かせた。「涙がでるほど感動的でした」ということだった。むろん、勝者が寛容さを示すのもつともなことである。それによつてますます勝者の威厳や喜びが増す。

とあるように、ニコライは遺骨の長崎への發送完了の報を受けて、即座に長崎市に赴く予定だったが、記念碑等の完成が済んでいないことから、長崎市行きを延期せざるをえなくなつた。続いて同右書七四頁。「一九〇九年八月三〇日（九月一二日）、日曜」の条に、

長崎から着いたばかりのエヴゲニー・フョードロヴィチ・レーベヂェフと夫人のアレクサンドラ・アレクセーヴナが

来た。：レーベチエフはグロッセが休暇の間、横浜の総領事の代理として派遣された。そのレーベチエフによれば、長崎の共同墓地と記念碑では、成聖式の準備がすっかり整っているという。

さらに同右書七四頁。「一九〇九年八月三十一日（九月一日）、月曜」の条には、

帰宅すると、部屋にスコロドゥモフという学生が来ていた。大使に遣わされて、長崎のラスボポフ領事から電報がきたことを伝えに来たのだという。電報には、長崎の住民が自分たちもロシア人戦没者にたいして敬意を示し、共同墓地のところでパニヒダが行なわれ記念碑の聖別が行なわれる日に、仏教式の祈祷と供え物（おそらく「餅」^{モチ}）か花にちがいない）を捧げる用意をしているという。それで大使はわたしに尋ねてきた。「それをさせてもいいでしょうか」「かれらの祈祷は存在しないものに対して祈っているのだから、無意味なものです。でもかれらの気持ちは善意のものなのだから、善意を示すのを禁止することはない。ですから、われわれが儀式をすべて終えたあと、かれらに好きにやらせればよいでしょう。わたしは様子を見るために残るかもしれないし、そこをさるかもしれない。それは何をそこで見るかによります。でもニコライ・アンドレーヴィチ〔マレフスキー大使〕は残ればよい」スコロドゥモフは

わたしのこの返事を携えて帰り、パウエル中井が校正読みをするために来たので、いましがたの自分の返事について話して聞かせ、それでよかったかどうか尋ねた。かれは少し考えてから、「仏教の儀式をキリスト教の墓でさせるのは適切ではないでしょう。長崎の住民が敬意を示したいのなら、墓の前でお辞儀をするなど、他のやり方でしてもらえばよいのでは・・・」と言った。わたしはかれに賛同し、すぐに大使に手紙を書いて、われわれの墓地で仏教の儀式をするという提案は断ってもらおうよう、長崎に伝えてほしいと頼んだ。

とあり、長崎の儀式の際、仏教式の式を混ぜてほしいとの地元からの要望をニコライは熟慮の末断っている。ニコライの仏教に関する意識の一旦を垣間見ることが出来る記述であると同時に、長崎市での改葬の準備が整ったとの報がニコライのもとに入ったのは明治四二年九月になってからであったことがわかる。また、同右書七五頁。「一九〇九年九月二日（一日）、水曜」の条には、

ついでに、大使とわたしは、ロシア人戦没者の共同墓地で行われるパニヒダと記念碑の成聖式のために長崎に行くことについて話し合った。そのあとで大使はわたしの所にて、長崎での奉神礼は九月一四日（二七日）に行われる予定であることなどが記された公式の文書を送ってきた。わたし

は恩義を感じるなどと返事をした。

とあり、これが、ニコライの日記に表れる改葬式の正式な日程の初出である。

一方、外務省外交史料館蔵『陸海軍墓地及埋葬関係雑件 外国ノ部 露国ノ部』四三二頁、明治四二年九月二一日付、官房第三〇〇九号号ノ二、海軍大臣齋藤実発外務大臣小村寿太郎宛公文書には、

三十七八年戦役間俘虜トナリ本邦ニ於テ死歿並沿海各府 県ニ於テ収容シタル露国海軍軍人軍属ノ遺骸ヲ過般露国官 憲ニ於テ長崎稲佐露人墓地ニ改葬シ本月二十七日ヲトシ該 官憲ニ於テ右墓前祭施行ノ旨承知候ニ付御裁可ヲ経当日特 二儀仗兵トシテ海軍銃隊一中隊并軍楽隊一隊ヲ右祭場へ参 列セシメ且ツ吊銃斉発ヲ施行セシメ候条此旨露国大使へ通 牒方可然御取計相成度右申遣ス とある。

(80) 『日記』九卷七七頁。「一九〇九年九月二二日(二五日)、土曜」の条に、

朝七時半に長崎に出立した。日本で亡くなったロシア人 捕虜や対馬沖海戦(日本海海戦)で亡くなったロシア水兵 の墓を集めた共同墓地の葬儀を行なうためである。墓はこ れまで日本の沿岸や小さな島のあちこちに散在していた。 いくつかの墓は、そのまま元の場所に残された。松山の墓

地に埋葬された戦時捕虜九七人、浜寺に埋葬された八六八人、 豊橋のキリスト教墓地の二人、静岡一人、熊本一人である。 豊橋と静岡の墓が残されたのは、戦没者の戦友がこしらえ たひじょうによい墓碑が墓の上に建てられていたからであ る。熊本にあるのは、ポーランド人でカトリック信者の将 校の墓で、やはり墓碑が建てられ、熊本にいるフランス人 の神父に、同じカトリック信徒であるこの将校の墓はその ままにしておいてほしいと頼まれた。

(81) 同右書七八頁〜七九頁。

(82) 鳥取から長崎市へ改葬された七体内、二体は名前が判明し ていることは【資料2】別紙を始め、本稿で明らかにしてき たところであるが、木下孝『長崎に眠る西洋人―長崎国際墓 地墓碑巡り』(長崎文献社、二〇〇九年)六三頁によれば、 明治四二年九月に行われた合葬式の際に建立された合祀碑に はめ込まれた「戦没者名簿」には、改葬先毎の一七八柱(うち一七一柱の名が刻まれているという)が刻まれているとい うが、この数は捕虜死亡者のみであるので、鳥取からの改葬 者数はこの中に含まれていない。

(83) 『日記』九卷一五一頁。「一九一〇年六月三〇日(七月一三日)、 水曜」の条には、(注…この時、ニコライは大阪聖堂の成聖 式を執り行うため、大阪に滞在中であった)

朝の八時から聖体礼儀が始められた。兵士たちに捧げる、死者のための聖体礼儀である。この聖堂は、戦死した兵士たちの記憶のために建てられたのだ。奉献礼儀を行なう前に、奉献台の上に永眠者名簿が供えられた。永眠者名簿には、まず最初に浜寺の墓地に葬られているわが国兵士たちの名、それから日本で亡くなり、日本の各地に葬られている他のすべてのロシア人捕虜の名が順に記されている。今後、この人数の名を四グループに分け、毎回の奉献礼儀はセルギイ座下が六人の司祭とともに行なった。死者のための連祷においても、兵士たちの名がすべて記憶された。領聖詞の代わりの説教はわたしが行なった。奉事が終わるとパニヒダが行なわれ、わたしはセルギイ座下および司祭らとともに司祷した。そのときの連祷でも、ロシア人永眠者の名がすべて読まれた。

(84) 同右書一七一頁。「一九一〇年一〇月七日(二〇日)、木曜」の条には、

夜中の一二時に電報が来た。「主教殿、切にお願いしたいことがあります。日本で負傷し、死亡した海軍士官および水兵の一覧を、できるだけ早くわたしのところに伝えていただきたい。かれらの姓名を記念聖堂の壁に記したいと考えているので。コンスタンチン」あきらかにコンスタン

チン・コンスタンチーノヴィチ大公(アレクサンドル二世の弟コンスタンチンの息子)だ。わけのないことだ。わたしの手元に、日本で亡くなったわが国の兵士の一覧があるので、そこから水兵の名前を抜き出せばよい。

とあり、同書同頁の翌日の条には、

大公に送る一覧を準備し、そこに添付する手紙を書く。一覧には士官四名と、下級水兵七九名の名がある。日本で埋葬されたほかの水兵たちの名は、不明である。かれらの遺体が岸に打ち上げられているのを、日本人が見つけ、埋葬したのだ。

とあり、さらに同書同頁の翌日の条に

午前九時すぎ、水兵の一覧を入れた封筒をコンスタンチン・コンスタンチーノヴィチ大公宛てに発送し、一覧を送ったとの電報も打つ。

とあり、政府要人からの依頼に対応している様子がわかる。その一方で、同右書一〇〇頁。「一九〇九年一月二五日(二月八日)、水曜」の条には、

モスクワの「キリスト復活兄弟団」から、大阪教会の建設費一〇〇〇ルーブリを寄付するという知らせがあった。それといっしょに、日本各地にちらばっているロシア人戦没者の遺骨を、いくつかの墓地に集めてほしいという頼みを書いてある。もうずいぶん前にそうした墓をすべて長崎

の共同墓地に集めたというのに、それを知らないらしい！
一つ目の件には大いに感謝するが、二つ目の件はとんちん
かんだ。

とあるように、全く情報を知らない例も見られる。

(85) 同右書二一四頁。「一九一一年三月二五日(四月七日)、金曜」
の条には、

駐在武官のサモイロフ將軍が来て、日本の軍首脳が、豊
橋の共同墓地に残されたままの二人のロシア人捕虜の墓
を、軍人墓地に移してはどうかと、提案していると話した。
そのほうが、墓はきちんとして保存されるというからだ。いま、
それらの墓はすでに荒れつつあるのだという。サモイロフと
大使は、これら二つの墓も、長崎の墓地に移すのがいちば
んいいのではないかと考えている。ほかの場所にあった口
シア人捕虜の遺骸はすべて、そこに集められているのだ。
わたしもこれにはまったく賛成である。

とある。

(86) 同右書二三〇頁。「一九一一年五月三〇日(六月二二日)、月
曜。聖神の日」の条。

(87) 竹内光美・城田征義『長崎墓所一覧 悟真寺国際墓地篇』(長
崎文献社、一九九〇年)。

関連年表

明治一三（一八八〇）年	一月二〇日	ニコライ、三度目の来日（以後、死去まで日本に滞在）
明治三七（一九〇四）年	二月一〇日	日露両国、相互に宣戦布告
明治三八（一九〇五）年	五月二七日	日本海海戦（二八日まで）
	六月 七日	隠岐島知夫村の船乗業者、美保関沖でロシア兵の遺体回収し、境町に運び込む
	六月一六日	岩美郡田後村沖で、同村の山根三蔵がロシア兵の遺体回収
	六月一七日	岩美郡田後村沖で、同村の吉田定蔵がロシア兵の遺体回収
	同日	美保関沖で、漂流中のロシア兵の遺体を回収し、境町へ運び込む
	六月二一日	東伯郡宇谷村沖で、同村の松岡孫七、ロシア軍艦旗を回収
	六月二七日	岩美郡田後村城原で、同村の古城サワが漂着したロシア兵の遺体を発見
		この間、赤碕町、八橋町、逢束村等の沖でロシア海軍のものと思われる漂流物が相次いで回収される
	七月 八日	西伯郡所子村福尾の海岸にロシア兵の遺体漂着。同村の子供たちが発見
	七月一九日	『鳥取新報』、漂着したロシア兵について、漂着地に碑の建立や遺体を一ヶ所に集めての合祀を提言
	八月一〇日	日露講和会議、アメリカのポーツマスで始まる
	九月 五日	日露講和条約（ポーツマス条約）調印
	十一月二五日	日本国内のロシア兵捕虜の送還始まる（翌年二月まで）

明治四一（一九〇八）年	八月二〇日	ニコライ主教、松山の旧捕虜收容所での慰霊の後、隠岐島へ向かうため岡山、津山、根雨經由で米子に到着
	八月二日	ニコライ主教、隠岐島へ渡るため、境町へ移動。同町内に二体のロシア兵が埋葬されていることを知り、確認（翌日、隠岐島へ渡る）
	九月	ニコライ主教、ロシア大使宛てに日本各地に漂着したロシア兵の調査を依頼
	一月	ロシア海軍事務官から日本の海軍省副官宛に、日本に漂着したロシア兵の数や場所、埋葬地、氏名を把握したい旨の照会あり
	一月三〇日	内務省警保局長から各庁府県長官宛てにロシア兵の漂着場所、氏名、付属品、埋葬地に関する照会あり
	二月一六日	告森良鳥取県知事名で、内務省警保局宛てに本県内での七体の遺体の漂着、回収、埋葬地、氏名等を報告
明治四二（一九〇九）年	三月	全国各地のロシア兵の遺体を長崎へ一括改葬の話が、日本、ロシアの海軍省の間でもちあがる
	五月半ば	ロシア兵の改葬地、長崎市稲佐町の悟真寺内のロシア人墓地とすることで、日本、ロシア両政府で合意
	九月二七日	六月半ばから八月上旬にかけて、各地に埋葬された漂着ロシア兵の発掘が行われる（鳥取県は時期不明）
	一〇月一日	長崎市で改葬に伴うロシア兵の慰霊祭開催（ニコライ主教も出席）
昭和三七（一九六二）年		鳥取県知事宛てに海軍省経理局から改葬費支払われる
昭和六三（一九八八）年	六月	澤田廉三初代国連大使、岩美町田後鴨ヶ磯に「露軍将校遺体漂着記念碑」を建立
昭和六三（一九八八）年	五月	日露戦争八〇周年事業として岩美町で慰霊祭を開催（以後五年毎開催）
平成 六（一九九四）年	五月	岩美町小羽尾地区の共同墓地に「露国軍人碑」を建立

あとがき

本書のねらいは、日露戦争の勝敗を決定づけた日本海海戦後、鳥取県域に漂着したロシア兵について、これまで必ずしも十分には知られていなかったその発見時期や回収の過程、埋葬場所、そして長崎市稲佐への改葬について、当時の新聞やニコライ主教の克明な日記などを主な手掛かりとして明らかにすることでした。百年以上も前の事であり、また公文書館を始め、当該各市町村役場の公文書に記述がないなど資料的な制約も大きかったため、調査は難航しましたが、多くの方々の協力で本書をまとめることができました。国の公文書の収集は、当館の西村芳将に尽力していただきました。また、長崎市、岩美町、大山町、境港市、大山町教育研究所、境港市史編さん室、大山町福尾地区公民館、黒住教大山教会所、鳥取大学附属図書館には、資料調査・提供で御協力をいただきました。この他、岩美町の西法寺山名法道住職、隣海院小原大忍住職、定善寺谷本伸雄住職、大山町の金田進氏、境港市の光祐寺福嶋法爾住職、岸本覚鳥取大学地域学部准教授の各氏にもお世話になりました。

岩美町の油浅郁夫、大山町の杉谷安也女、境港市の小灘浩の各氏には、調査の同行、資料の閲覧等で御協力を賜りました。さらに、長崎の写真については、長崎市理財部財産活用課の徳永敬史氏に撮影を行って頂きました。また、長崎市稲佐町の悟真寺様にも写真利用にご快諾を賜りました。この場を借りてお礼申し上げます。

本書の執筆は、県史編さん室の清水太郎が行いました。

日露戦争時・鳥取県域に漂着したロシア兵

- 発行日 2011（平成23）年9月22日
- 発行 鳥取県立公文書館
〒680-0017 鳥取県鳥取市尚徳町101番地
電話 0857-26-8160 ファクシミリ 0857-22-3977
- 印刷所 総合印刷出版株式会社
〒680-0022 鳥取県鳥取市西町1丁目215
電話 0857-23-0031 ファクシミリ 0857-23-0039